

新しい視点で日本近代史を学ぶ
新・日本の近代史

教育と社会

～「武士」はどこにいったのか～

はじめに～「教育と社会」というテーマ

(1) 明治の教育とはどのようなものであったのか。

- ・ 明治の学校教育が、近代日本にどのような影響を与えたのか
- ・ 学校に子どもを通わせた人びとの思いはどうか

(2) 明治以降の「学歴社会」を生み出したメカニズム

- ・ どのような教育と理念がそれを実現させたのか。

(3) 学歴社会を生み出すきっかけとしての士族。

- ・ 明治時代、武士たちはどこにいったのか。
- ・ 武士は没落したのか
- ・ 武士たちはどのように生き残ろうとしたのか

(4) こうしたものからみえる近代日本の性格は

I、江戸時代の教育と、「武士」のあり方



会津・日新館の展示より



備前・閑谷学校



寺子屋教育の絵

江戸時代の教育～身分制のなかの教育

身分によりまったく別の教育が行われていた。

①武士の教育

- ・ 厳格な家庭教育…「家」と「名誉」に重点
- ・ 昌平黌・藩校などの公的な教育機関…通学が義務化
- ・ 私塾など研究機関への遊学、「旅」

②庶民の教育

- ・ 地域・家庭での学び…「家」の存続、職業教育
- ・ 丁稚・徒弟などの学び…自家や奉公先での職業教育
- ・ 寺子屋の普及・拡大＝読・書・算などを学ぶ
⇒経済発展による文字や計算など「知」への需要
- ・ 裕福な層を中心に、より高度な学びも

③身分を超えた学び＝幕末

- ・ 私塾・道場⇒さらに藩校なども庶民へ公開
- ・ 学問や俳句などを通じた全国規模での交流



備前・閑谷学校
岡山藩主池田光政によって創建された、岡山藩直営の庶民教育のための学校・学問所

江戸時代の庶民教育＝寺子屋

①寺子屋…寺院による庶民教育からはじまる
とくに江戸中期以降の経済発展に伴う教育需要の高まりに伴い、爆発的に拡大。

⇒下層農民にまで拡大

②師匠…神官・医者・僧侶、
中期以降は平民や武士が中心に

③開設の動機…藩の奨励、知識人のボランティア、地域の依頼、浪士の生計維持

④授業料…不定期的な師匠への「お礼」
⇒「お年賀」「お中元」「お歳暮」など
教育は基本的に「無償」

年代	開業数	年平均開業数
1469～1623年 (文明～元和)	17	0.1
1624～1680 (寛永～延宝)	38	0.7
1681～1715 (天和～正徳)	39	1.1
1716～1735 (享保)	17	0.9
1736～1743 (元文～寛保)	16	2.0
1744～1750 (延享～寛延)	14	2.0
1751～1763 (宝暦)	34	2.6
1764～1771 (明和)	30	3.8
1772～1780 (安永)	29	3.2
1781～1788 (天明)	101	12.6
1789～1800 (寛政)	165	13.8
1801～1803 (享和)	58	19.3
1804～1817 (文化)	387	27.4
1818～1829 (文政)	676	56.3
1830～1843 (天保)	1,984	141.7
1844～1853 (弘化～嘉永)	2,398	239.8
1854～1867 (安政～慶応)	4,293	306.6
1868～1875 (明治元～8)	1,035	129.4

寺子屋の時期別開業状況

- ・明治初年で15600校ほど、生徒数約74万人以上。
- ・しだいに下層農民にまで広がる
- ・7・8歳から平均3～5年在学
- ・一校あたり60人程度

(中村哲『明治維新』p131)

寺子屋での学び＝読・書・算

- ①科目…当初は**読書・習字、のち算術**も
⇒のち和学・漢学など「寺子屋の私塾化」
⇒習礼・絵画・華道・茶道・謡曲・俳諧・和歌・裁縫など「お稽古事」も併設
- ②男女共学の単級システム、男座と女座の存在
学びの段階に応じて個別の課題を与える個人授業
同時に数人を教え、他は自学自習
- ③教育内容＝帳簿記入・手紙・計算などの**技能修得**
 - ・普通仮名⇒「国尽」など地理・「名頭」＝人名漢字、
 - ・職業別…『商売往来』（商人）、『番匠往来』（職人）、
『百姓往来』（農民）、『千字文』や『唐詩』（武家）
 - ・四書の素読（男）『小倉百人一首』『女大学』（女）



寺子屋教育の絵

庶民教育、二つの「教え」

『和俗童子訓』（江戸時代の教訓書）

農工商の子には、いとけなき時より只物かき、算をのみ教えて其家業を専にしらしむべし。必ず、楽府淫楽、其外いたづらなる無用の雑芸をしらしむべからず。

これにふけり、おぼれて家業をつとめずして財を失なひ、家を亡ぼせしもの、世に其ためし多し。

⇒必要以上の学問は家を滅ぼす。

『養育往来』（1839）

世のたとへにも氏より生立（そだち）といへる如く、撫育（教育）よきときは賤しき人の子も貴き身となり、育て悪しきときは、貴き人の子といへども他に卑しめられるべし。

⇒教育によって立派な人間になれる

⇒明治の学校への「思い」につながる

消息往来
凡消息と通書信贈
其安否近而遠國長途
不限行車人回用達

林泉堂の事業
増消息往来 版名海
東都書林 山崎屋政彦

寺子屋の教科書

今川了俊
仲秋制詞條
不知文道
不得賜利事
一好禮者道遠益
樂教生事

天武實錄

寺子屋へ行かない・やめていく子どもたち

<愛媛>

寺子屋へ通う子どもは約2割

女子はさらにその2割

<富山>寺子屋へ通わせない理由

- ①寺子屋まで遠い ②定員オーバー
- ③必要を認めない親たち（農工商・労働者）
- ④家業・家事への従事 ⑤他家への奉公

<江戸>

「蛙の子は蛙」。家業を継ぐには不要

11歳前後で奉公、女子は遊芸



寺子屋の教科書『諸職往来』

武士の教育＝厳格な家庭教育と藩校

① 厳格な家庭教育（しつけ）～ 「家」名を傷つけない態度を確立。

礼儀・言葉づかい・あいさつ・食事の作法・苦しみに耐える…

② 子ども同士の集団…郷中教育(薩摩)・お仲間組(大垣)

③ 藩校など＝8～15/6歳、多くは義務就学、有能な士の育成

儒学中心とし、国学、歴史、習字、作文など。

算術は任意科目、徹底的な素読

のちには蘭学、英学、西洋数学、蘭医学、航海術

洋式の砲術や練兵

⇒江戸や長崎などへの留学も

※佐賀藩の弘道館…厳しい進級試験を実施

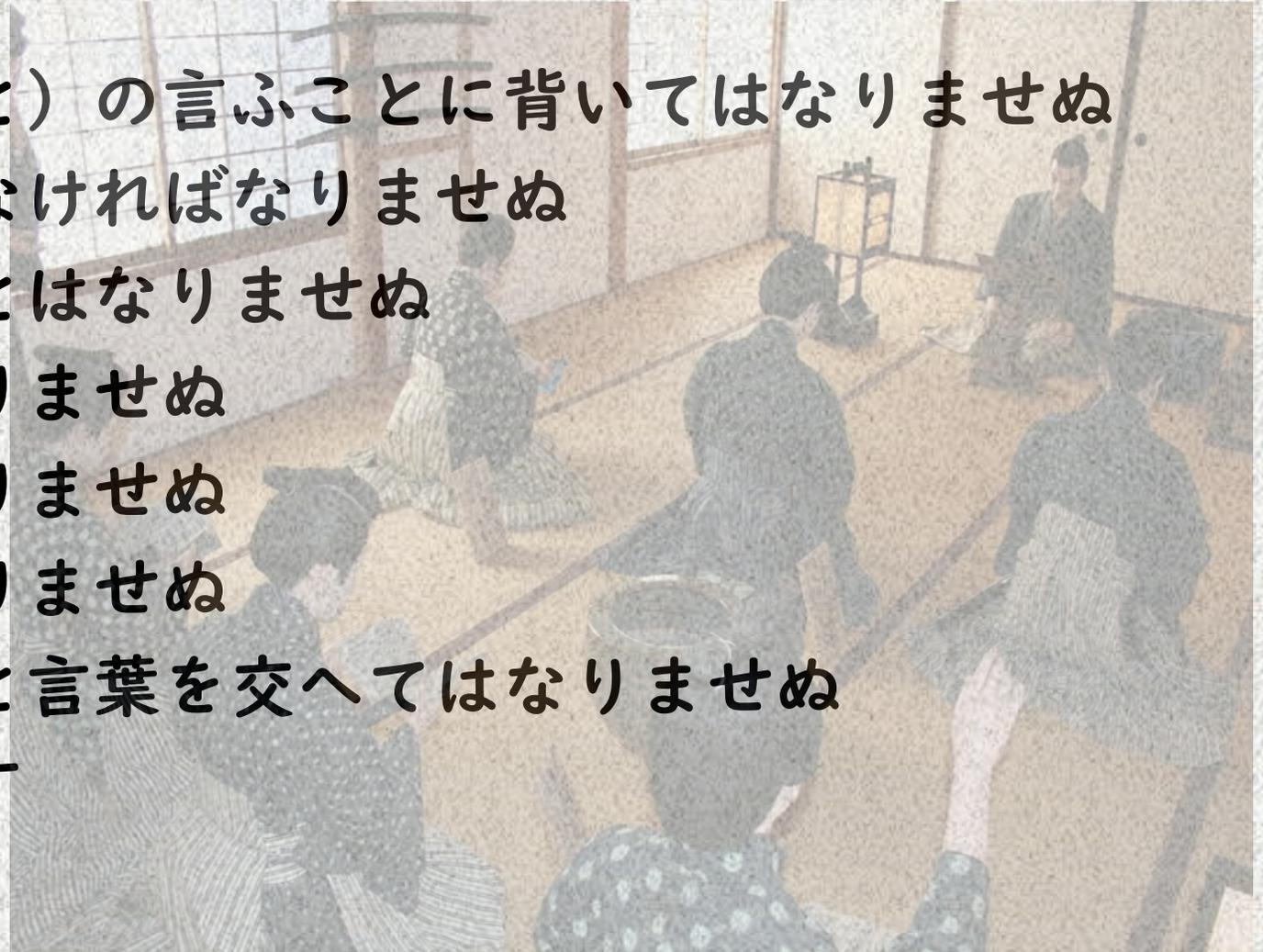
⇒成績良好は加俸、不良のときは減俸も



藩校で用いられた教科書

会津藩の子ども(6~10歳)、「仕の掟」

- 一、年長者(としうえのひと)の言ふことに背いてはなりません
 - 一、年長者にはお辞儀をしなければなりません
 - 一、嘘言(うそ)を言ふことはなりません
 - 一、卑怯な振舞をしてはなりません
 - 一、弱い者をいぢめてはなりません
 - 一、戸外で物を食べてはなりません
 - 一、戸外で婦人(おんな)と言葉を交へてはなりません
- ならぬことはならぬものです



会津・日新館の入学前の心得（抜粋）

- 1、毎朝、早く起きて顔や手を洗い、歯を磨き、髪の毛を整え、衣服を正しく着て、父母に朝のご挨拶をなさい
- 2、両親が箸を取らないうちは子供が先に食事をしてはいけません。
- 3、父母や目上の方には、送り迎えをしなければいけません。
- 4、何事もまず父母にお伺いをし、自分勝手なことをすることは許されません。
- 5、立ちながらものを言ったり、聞いたりしてはなりません。
- 6、用事を言いつけられた時は、つつしんでその用件をうけたまわり、そのことを怠らないでやりなさい。
- 7、道の真ん中は偉い人が通るところですから、子どもは道の端を歩きなさい。
- 10、他人の悪口を言ったり、他人を理由もないのに笑ったりしてはいけません。
- 11、すべて、まず学ぶことから始めなさい。
学習に際しては姿勢を正し、素直な気持ちになり、相手を心から尊敬して教わりなさい。
- 12、武士は武士らしく衣服を正しく整えなさい。
どのように親しい間柄であっても、言葉づかいを崩してはいけません。
- 15、お客様の前では、身分の低い人はもとより、犬猫にいたるまで決してしかり飛ばしてはいけません。
- 16、年上の人から何かを聞かれたならば、自分から先に答えなくて、答えてもらいなさい。
知ったかぶりをして答えてはいけません。
- 17、みんなで集まってわいわいお酒を飲んだり、仕事もしないで、女の人と遊ぶいかがわしい場所に出かけるのを楽しみにしてはいけません。

武士のあり方への問い

武士は何ものか、なぜ「俸禄」を得るのか？

理念としての「武士」＝武士の役割の再定義

⇒「**社会の安寧**」を守る＝紛争を解決し、秩序を維持すること

①秩序を乱す外敵（他の大名・秩序を乱す「無法者」「夷狄」）の撃退
⇒このための**常備軍の軍隊組織としての「藩」が必要。**

②「民の声」を聞く、調停や訴訟による秩序回復

③インフラの整備＝河川を改修し、道路を整備する

④飢饉などの災害に際する対策・救援や復旧（撫恤）

◎**理念としての「士」＝東アジア共通の理念？**

武士は「**国家のため、民・百姓の平和な暮らしを守るため**」に存在する

⇒だから「百姓」から「年貢」を受け取り、敬われる権利がある

ならば、**このことを忘れた「武士」は「士」の資格がない。**

武士のあり方への問い

当世の「武士」は、「士」たりうるのか？

江戸末期の武士は「社会の安寧」を守る「士」の資格があるのか？

① 軍隊としての実力は

⇒ 実際の戦闘には役立たない！

② 「仁政」の担い手としては⇒一揆の続発、民衆の「信」を失う

・ 飢饉や災害への対処は

「お救い米」「年貢減免」措置 ⇒ 「困い米」へ

・ 河川・用水や道路などインフラ整備は ⇒ 「村入用」で対応

・ 訴訟など紛争解決の役割は ⇒

「地方じかた」の課題の多くは「村・民間社会」が担うように

③ 武士の役職・俸禄は家の財産（「家産」）として権利化！

武士のあり方への問い

ペリー来航で「武士」の真価が問われるが…

ペリー来航＝社会の混乱、「屈辱」体験

⇒「武士」の真価が問われる事態が発生したが

①軍事組織としての「幕藩体制」が機能しない

槍と剣、騎馬武者・火縄銃、大量の従者という組織は×

⇒全員が新式の銃をもつ機動的に動く戦闘集団であるべき

②これまでの政治秩序・手法では対処しきれない

前例踏襲、家格（上級武士）中心、譜代中心の幕府は×

⇒有能な人材を登用し、挙「国」一致を実現せねば

→さらに武士のみならず他の身分からも有能の士を・

あるべき「士」の姿とは

「士」としての倫理と役割の拡張

① 「士」の役割の拡張

軍事部門だけが「士」としてなすべき仕事なのか。

⇒ 国家・社会に有用な行動と、能力を身につける方が有益

剣術→砲術、航海術、西洋戦術⇒行政学・法学・工学・鉄道⇒科学

② 「士」としての倫理観の強調

⇒ 「身分」や「俸禄」などへの固執は恥

⇒ 俸禄の削減や秩禄処分を甘受する論理に

③ 「士」として「正義」や「名誉」を重んじる

「国家」の利益に反したり「士」の正義に反する行動を拒否

⇒ 士族反乱・士族民権の論理に

II、明治維新＝「武士」から「士族」へ



あるべき「士」の姿とは 幕末の混乱、軍人としての武士は不要に

1853 ペリー来航をきっかけとする幕末の混乱

⇒武士のあるべきすがたを厳しく問いかける

・志士の活躍 ・新選組などの結成

・軍事組織としての幕府や藩は機能不全に

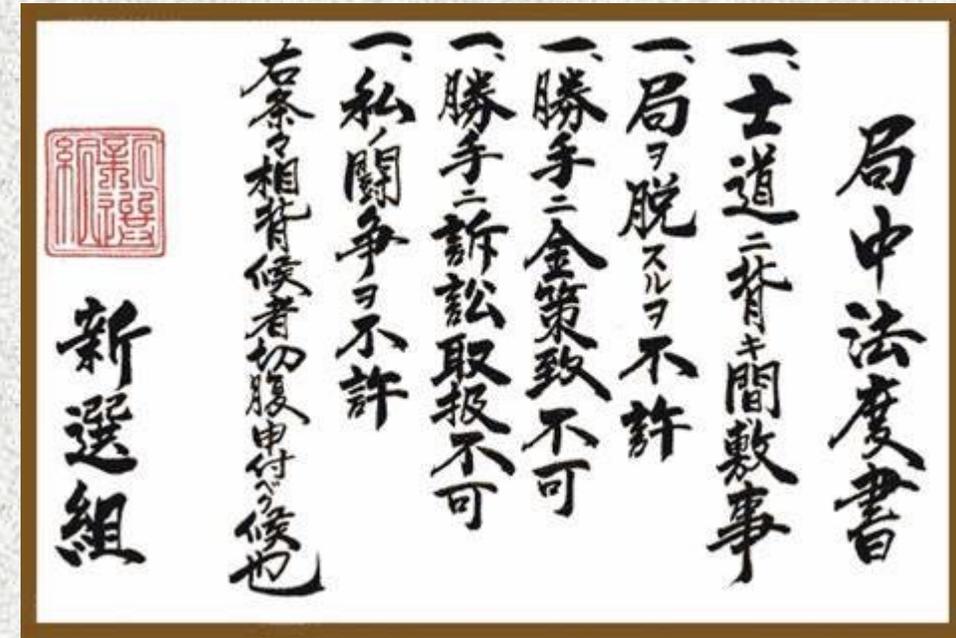
⇒軍人としての従来型の武士を否定

1868 王政復古⇒戊辰戦争

洋式銃をもった兵士の派遣を要請

⇒従来の「武」の否定

「藩」政改革の強要＝俸禄の大幅削減



浪士や平民からなる新選組は生粋の武士以上に「士道」を重視した。

明治維新、武士から士族へ

1869 版籍奉還…土地人民を朝廷に藩主は役人に

①大名と藩士の主従関係は消滅（「貫族士族」）

②**武士は一括して士族（+卒族）に**

武士内部の身分差を否定

旧禄高に応じ**秩禄を給付**（下に厚く上に薄い）

1871 廃藩置県…藩の廃止 = 「〇〇県貫族士族」

①士族の秩禄は国家からの給付に

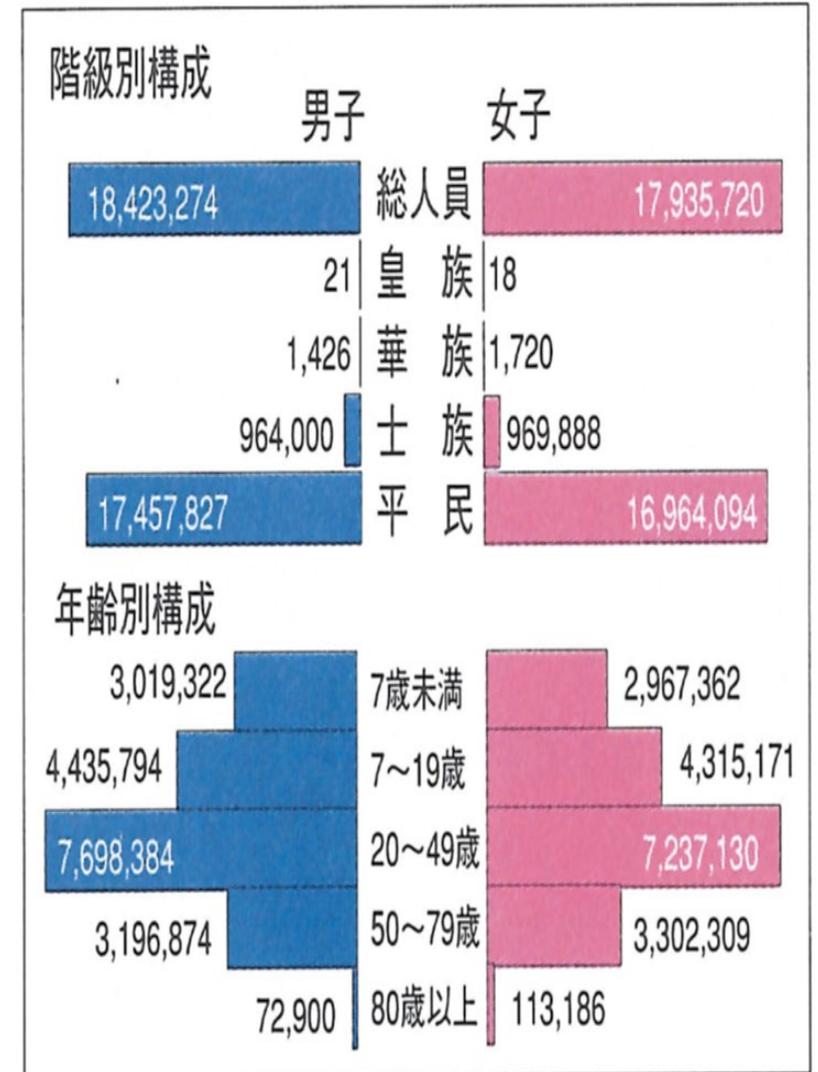
②卒族の廃止⇒士族と平民に分割

1872 徴兵勅諭と徴兵令

軍人としての「士族」のありかたを剥奪

⇒「**あたらしい職業機会を失う致命的な大損失**」

⇒「**能力**」をもつもののみ「軍人」として採用



1881年の全国人口統計

佐々木克「日本近代の出発」p61

「士族」とは誰のことか？

武士

大名⇒	上級武士	中級武士	下級武士	足軽	中間＝武家奉公人
	～200石	～50石	～12石	～6石	6石～給金で生活
1人	3%	8%	30%	46%	13%
藩費で生活	俸禄	俸禄	俸禄+バイト	副業＝農業や職人など	
	それぞれの通婚圏			武士外との通婚・養子縁組も	

華族

藩収の10%
を与えられる
特権身分
裕福な生活
殿様感情も

士族

金禄公債のみで
可？ 困難(「武家の商法」) 不可(農工商) 平民化
士族としてのプライド
強い 弱い

卒族

平民

士族からの社会的特権の剥奪

① 士族からの社会的特権の剥奪

- 1) 帯刀の禁止…M4脱刀の許可⇒M9廃刀令=治安上の理由
⇒M1仇討の禁止⇒M6復讐禁止の布告⇒重罰化へ
- 2) 苗字…M3平民の苗字の公認=戸籍作成の必要
- 3) 「平民の乗馬」・裁判における扱いの平等
- 4) 残された特権…閏刑(刑軽減~M13)除族(士族身分剥奪~M40)

② 平民に、「士族」待遇を付与…M5官吏対象

③ 指導者の認識…「『社会的名誉』が保持される社会集団は必要であると認識されていたのではないか」(濱名篤)

⇒士族の限定・選抜・ふるい落としと、平民からの補完

理念としての「士」と、四民平等の原理

①理念としての「武士」

「士」は国家・社会に奉仕する仕事

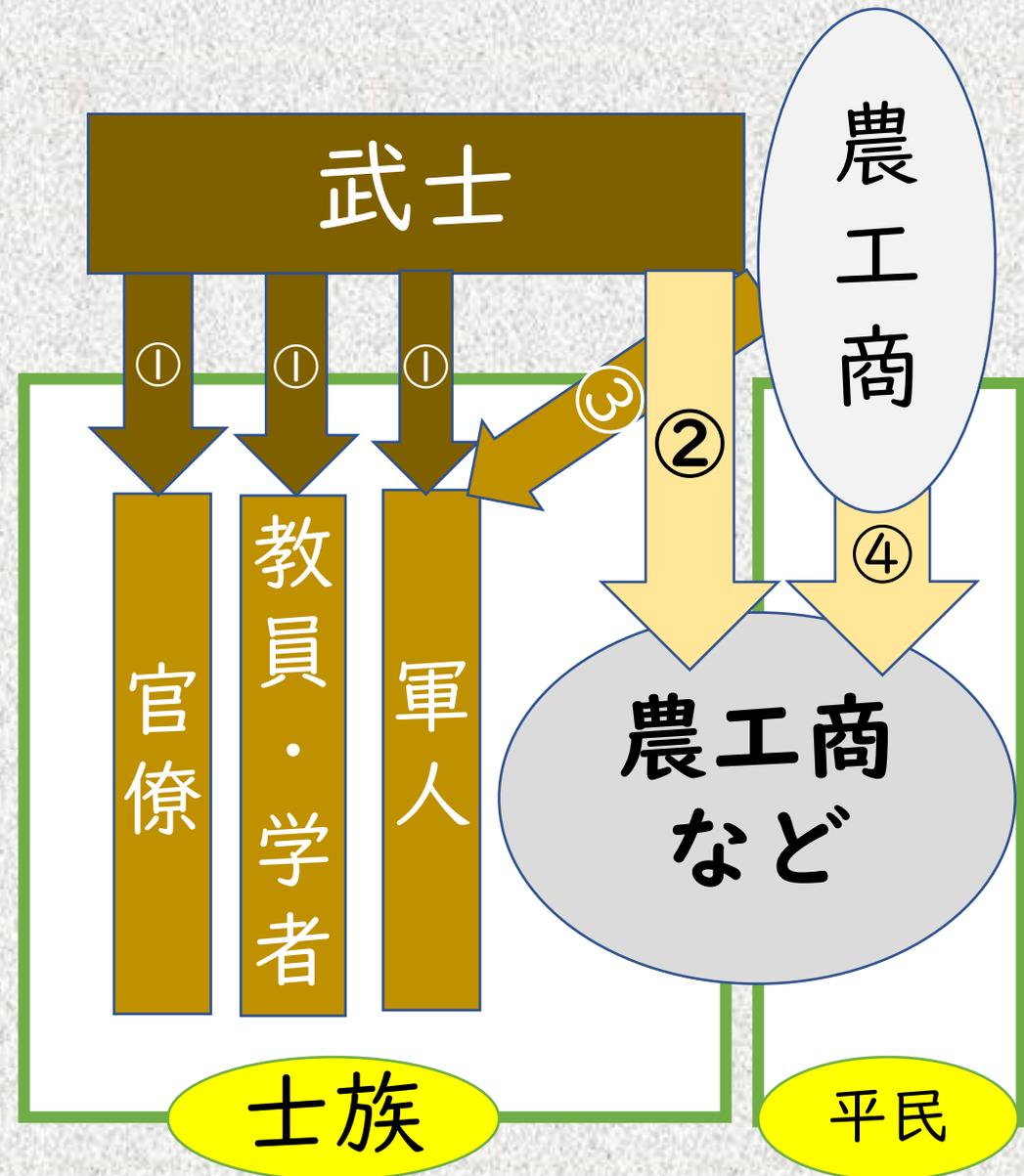
②「家産」を保持する武士は解体

- ・「職」に耐えない武士は平民と同じ「職」に。

・四民平等の原理

③平民の『才能』があるものは「士」の『職』とする

④他のものは自由に望みの職業に従事することを認める。



実力主義の進行～軍人と知識人・大学

- ①中央レベル＝**武士の能力主義的再編**がすすむ
＝各藩からの人材の供出、コネによる情実人事も
＝**学問を使いこなせる人物が必要。**

能力ある人物に広く間口をあけておく必要

2)海軍操練所

各藩推薦の修業生を「身体検査等」で半数以上を淘汰
→**身分を問わず「諸学」にもとずく**選抜**によって選出**

3)陸軍→**身分を問わず「諸学」にもとずく**選抜**で選出**

幼年学舎…四年間に16～25科目の**試験への合格**を要求

4)大学南校…四民平等、各藩の「貢進生」の推薦→**試験で淘汰**

↑集められた大学南校の貢進生たち

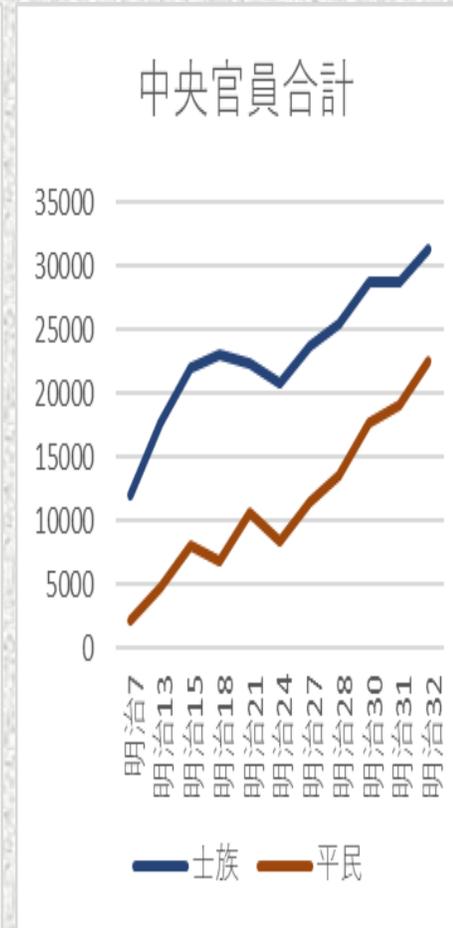
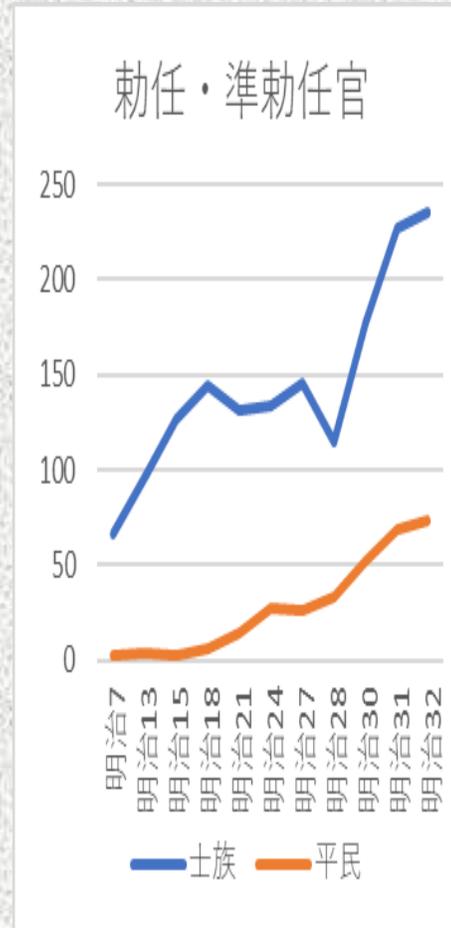
中央官員（勅・奏・判）にしめる族籍別構成

①士族の占有率はつねに平民を大きく上回り、1万人あたりの輩出率は当初は90倍、明治中期でも30倍という大きな差が存在する。

②権力の中心となる勅任官での差は明治後期でも縮まらない。

③士族と平民の割合の減少は判任官、さらには奏任官への平民の進出による。

④中央政治は圧倒的な士族出身者の影響力におかれつづける。



一万人あたりの官員輩出数

	士族	平民
1872	64.1	0.7
1880	95.8	1.4
1882	114.0	2.3
1885	118.4	1.9
1888	113.0	2.8
1891	103.8	2.2
1894	116.2	2.9
1895	123.8	3.4
1897	137.4	4.3
1898	136.4	4.6

勅任官：大臣・大使・将官クラス

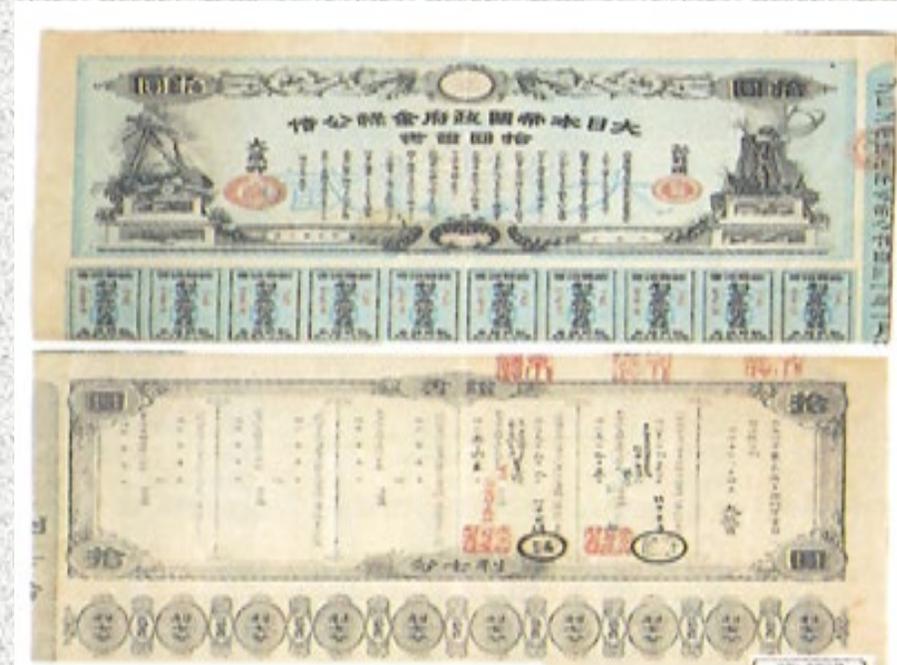
奏任官：各省の課長以上の事務官や技師等、将校クラス

判任官：一般職員・技官・下士官クラス

(園田他『士族の歴史社会学的研究』p84より作成)

士族の経済的特権剥奪＝秩禄処分

- ① 廃藩置県後も、**華・士族に旧幕以来の家禄と、賞典禄を支給**
⇒ 財政負担は、**当初政府歳出の45%**を占める。
- ② 1873年12月家禄奉還の奨励…一時賜金・秩禄公債を交付
⇒ 家禄には禄高に応じた累進税を課す
⇒ 希望者に家禄6年分を現金と秩禄公債で交付、平民身分に編入。
- ③ 75年9月家禄・賞典禄をすべて定額の現金支給に（金禄）。
- ④ **秩禄処分…秩禄全廃、金禄公債証書交付**
⇒ **旧領主階級としての武士は解体される。**
（領主権の有償廃止！）



200 金禄公債 5000円・1000円・500円・300円・100円・50円・25円・10円の8種があり、年2回利払い、1882年（明治12）から1906年まで毎年抽選で償還した。写真は10円。

秩禄処分の階層別実態

秩禄処分で、それぞれの士族が手にした公債額はかつての禄高で大きな違いがあった。

上級士族は俸禄の1/2~1/3に削減されたにもかかわらず、6万円を超える公債を受け取る。

下級士族・卒らは利子や年限では優遇されたとはいえ、手にした公債額はわずかで、生活を維持することは不可能であった。

(1875 (明治8) 年の物価等)

米1升=7.5銭 巡查初任給=4円

大工手間賃42銭 日雇い=21銭

1人あたりの年間支出=14円

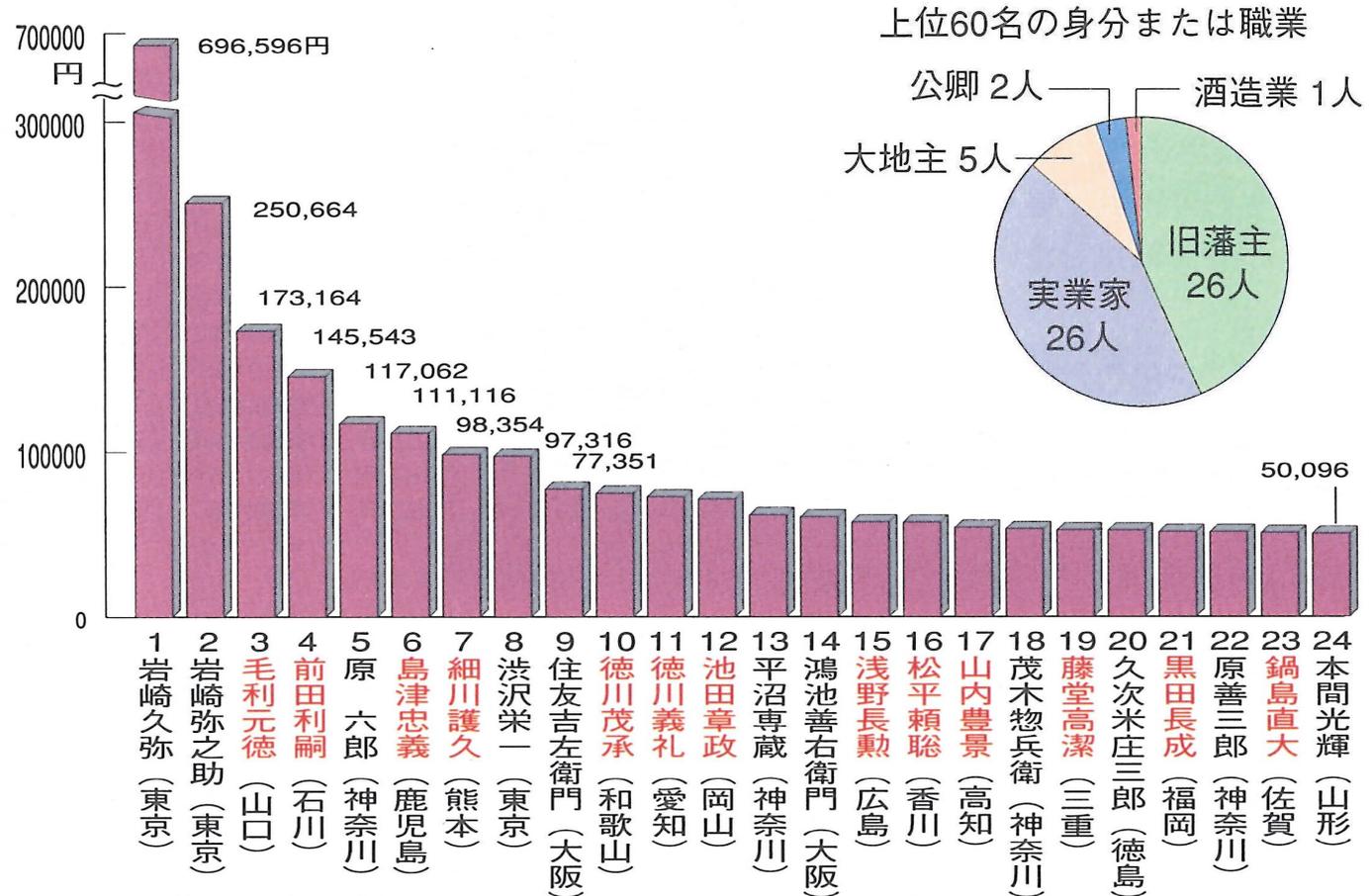
金禄高 (推定現石)	公債の種類		金利の対 旧収入 比率 B	公債受取 人員	公債総 発行額	1人平均
	利子	年限 A				
1,000円以上 (220石以上)	5分	5年~ 7年6か月	34~44%	519人 (0.2%)	31,413,586円 (18.0%)	60,527円
100円以上 (22石以上)	6分	7年9か月 ~11年	46~74	15,377 (4.9)	25,038,957 (14.3)	1,628
10円以上 (2.2石以上)	7分	11年6か月 ~14年	88~98	262,317 (83.7)	108,838,013 (62.3)	415
売買家禄 C	1割	10年		35,304 (11.3)	9,347,657 (5.4)	265
合 計				313,517 (100)	174,638,215 (100)	557

A 公債の「年限」とは公債額を定めるために金禄高に乗ずる年数のこと。B は金利取得額の禄税差引の金禄手取高に対する比率。C の92%は鹿児島が占め、同県庁発給金禄公債の64%を占める。

281 秩禄処分の階層別実態 (石井寛治氏『日本経済史』による)

明治20年の長者番付

明治20年になっても、高額所得者の半数は旧藩主であり、他の士族層とは大きなコントラストを示した。



284 5万円以上の高額所得者(1887年) 1887年(明治20)、所得税法の施行にともない最初に行われた総合所得調査。三井家は所得が分散記載されているが、全体で約15万円である。(阿部勇氏『日本財政論・租税』による)。

あるべき「士」の姿とは なぜ多くの士族が秩禄処分に応じたのか

「士」としての機能を失っていた「武士」

- ① 軍人としての機能の喪失 ⇒ 「武士」としての存在意義を失う
徴兵令への強い反発
征韓論や台湾出兵への固執 = 「士族軍」の追求 → 御親兵
- ② 「士」としての理想像と、現実とのギャップ
⇒ 「俸禄」をうけとるだけの役割を果たしているのか？
⇒ 理念としての「士」 = 国家のために奉仕する
- ③ 下級士族、とくに卒は、もともと収入が少なく兼業状態
⇒ 兼業（職人・農業など）の方が本業となる。

士族救済策の実施

- ① 1872 職業の自由の承認 = 華士族の農業・商業への従事を解禁
- 1874 公債証書による「官林田畑荒蕪地」払い下げを許可

② 「士族授産」政策

- 1) 生産技術を授ける = 授産所・伝習所
⇒ ある意味では「学校」も
- 2) 士族を事業に使役 ⇒ 官吏・軍人・警官・教員
= 資金貸与・開墾の保護奨励

<目的>

- 1) 社会上の目的 = 士族の窮乏への救済
- 2) 政治上の目的 = 不平士族の反乱の懐柔
- 3) 経済上の目的 = 殖産興業に利用

<結果>

士族層の選抜を促進する結果となる。



士族授産の一環として実施された屯田兵制度

あるべき「士」の姿とは

身分的特権の多くを失った「士」のプライド

目に見える身分的特権を失った「士」としてのプライド

- ① 「士」として「天下国家を論じる」
⇒ 「士族反乱」「士族の民権」への参加、ジャーナリスト
- ② 「士」たるものに恥じない生き方、職業への固執
 - 1) 「醜業」従事への規制と、拒否感
 - 2) 農業や職人などを平民の仕事としてきらう
⇒ とくに上・中流士族＝無職の多さ
- ③ 旧武士としての資産としての「教養」「武術」を生かす選択
 - 1) 庶業（官吏や警察・軍人＝俸給生活者）へ職を求める
 - 2) 適職がない場合は、無業を貫く⇒学問や修養を図る

士族の生き残り作戦～大学・官立学校

①東京大学…総合的な高等教育機関

②官立学校…官僚養成のため、各省庁が個別に設置

陸軍士官学校(陸軍)、海軍兵学校(海軍)、工部大学校(工部省)、法学校(司法省)、駒場農学校・東京山林学校(農商務省)、札幌農学校(開拓使)

③大部分が**給費生**で、卒業後それぞれの官庁に勤務する義務

④当初は各藩からの推薦(貢進生)

⇒**系統的な学問をうけた士族を試験(漢学、のち英語)で選抜**

⑤**生活に困窮した士族が、給費も目的に受験**=無償が当たり前との風潮

⇒9割が給費生・3/4が士族(明治11年東京大学)

官僚を士族が占有する傾向に(「士族授産」の側面をもつ)

↑集められた大学南校の貢進生たち

Ⅲ、秩禄処分後の士族、「庶業」「無職」



士族の就業状況

栃木・岐阜大垣（1883・84）

①庶業として分類される、**官吏および教員が10～16%**をしめる。

②大垣では「**無職**」が半数以上となっており、**職業についていない人口が多い。**

③栃木では生計状態は「**赤貧者**」と答えてたものが47%おり、**農商に分類されていても無職に近いと考えられる。**

③大垣で「**無職**」として位置づけられているものの評価

⇒金禄公債、株・土地などでの運用？

⇒本人・家族が教育機関などへ通学？

※大垣においては無職とされているものの多くが、栃木では農業に含まれていると思われる。

さらに農商兼業もふくめるとほぼ同数となる。

職業		栃木県 1883			岐阜県大垣 1884	
官吏	官吏および 小学校教員	243	9.5	9.5	144	11.9
教員					50	4.1
農業	農業	1060	41.3	43.9	50	4.1
	養蚕	1	0.0			
	農商兼業	66	2.6			
商業	商業	345	13.4	13.4	133	11.0
その他	工業	169	6.6	19.8	214	17.6
	医者	55	2.1			
	力役	126	4.9			
	雑業	159	6.2			
無職	諸会社株主	9	0.4	13.4	622	51.3
	銀行株主	200	7.8			
	無職	135	5.3			
合計		2568	100	100	1213	100

園田他前掲書 p93より作成

青森県職業別族籍別人口(1883)

①知識職業者の9割以上は生徒であり、庶業者は15~18%と推計される。

②士族の知識職業者の多さは、学校へ通学した割合の高さを示し、平民の少なさも示す。

③青森県士族の農業者の多くは、栃木と同様、多くの貧困者をふくむと考えられ、同じ農業でも、平民の農業とは異なる様相を示すのではないか。

	青森県 (1883)						参考	
	士族		平民		全体		栃木士族	大垣士族
農業者	1537	18.8	204908	73.5	206445	72.0	43.9	4.1
商業者	706	8.6	15124	5.4	15830	5.5	13.4	11.0
工業者	184	2.2	4659	1.7	4843	1.7	6.6	17.6
雑業者	295	3.6	24949	9.0	25244	8.8	11.1	67.3
知識職業者	5473	66.8	28994	10.4	34467	12.0	25.0	
総計	8195	100.0	278634	100.0	286829	100.0	100.0	100.0

①他の統計と異なり、この数は戸主に限定されていない。

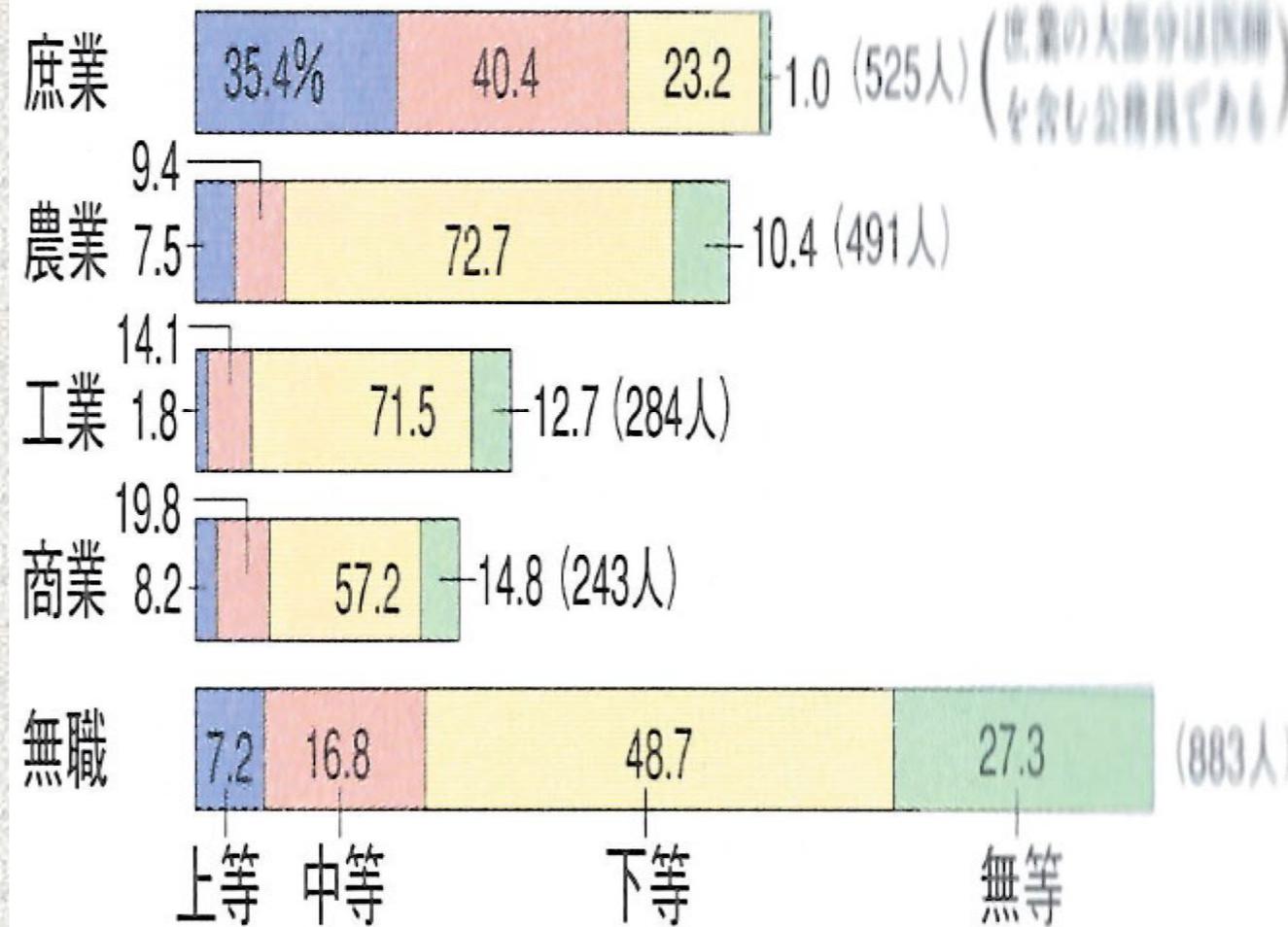
②他の地域での「無職者」は農業者や知識職業者にふくまれると思われる。大垣士族の無職は雑業+知識職業にふくめた。

③官吏・軍人・教員は合計2000人程度。こうした職業に就いた士族は1200~1500程度(15~18%)

園田前掲書 p94より作成

士族の生活状態と職業（岐阜県士族1881）

- ① 庶業（官吏・教員）に従事するものは豊かな生活をしている。
⇒ 上・中級士族も多く、仕事で得た収入と秩禄処分の収入双方の収益も考えられる。
- ② 無職の1/4はゆとりがある。
⇒ 秩禄処分時に多めの収入を得た、上・中級士族の存在が考えられる。
- ③ 貧困層は無職や農業に多く見られる。



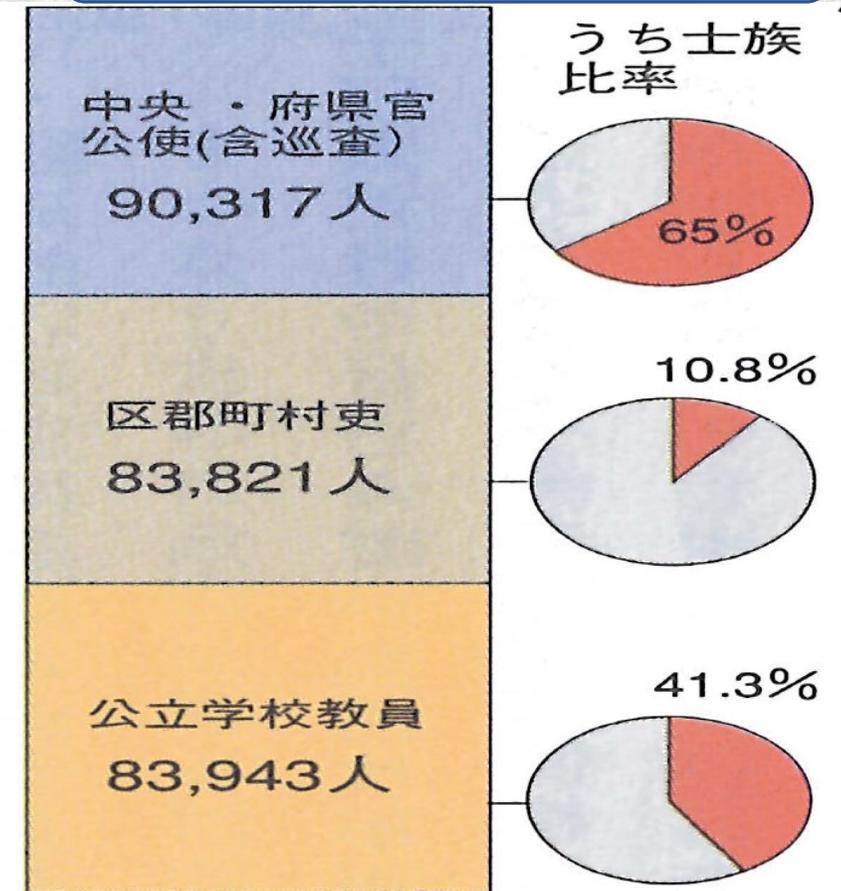
1881年岐阜県下の士族の職業と生活状況
佐々木前掲書 p62

士族の主要な働き口 = 「庶業」 ・ 知識職業

プライドと「資産」に合致した職業としての庶業

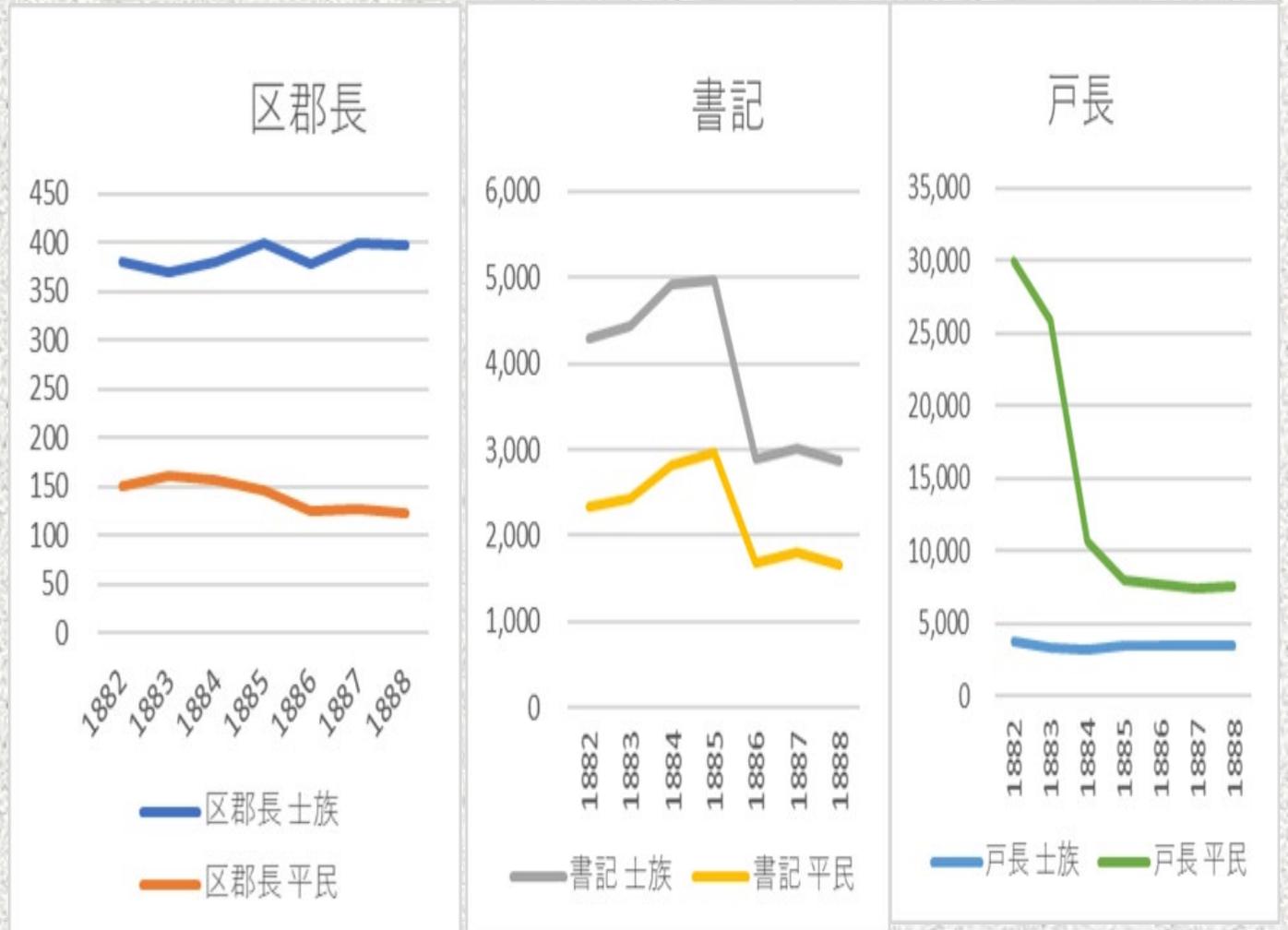
- ① 「天下国家」に奉仕する。
- ② 「士」に恥じない生き方・職業に固執
 - 1) 「醜業」従事への規制と、拒否感
 - 2) 農業や職人などの実業をきらう→かつての地位によって偏差が存在
- ③ 武士としての「資産」が生かせる。
 - 1) 教養・学問・教育
 - 2) 武芸
- ④ 一定の生活上の裏付け（とくに上級武士）
→ 「通学」による資格獲得を可能とする

士族出身の官吏・教員数
(1883M16)



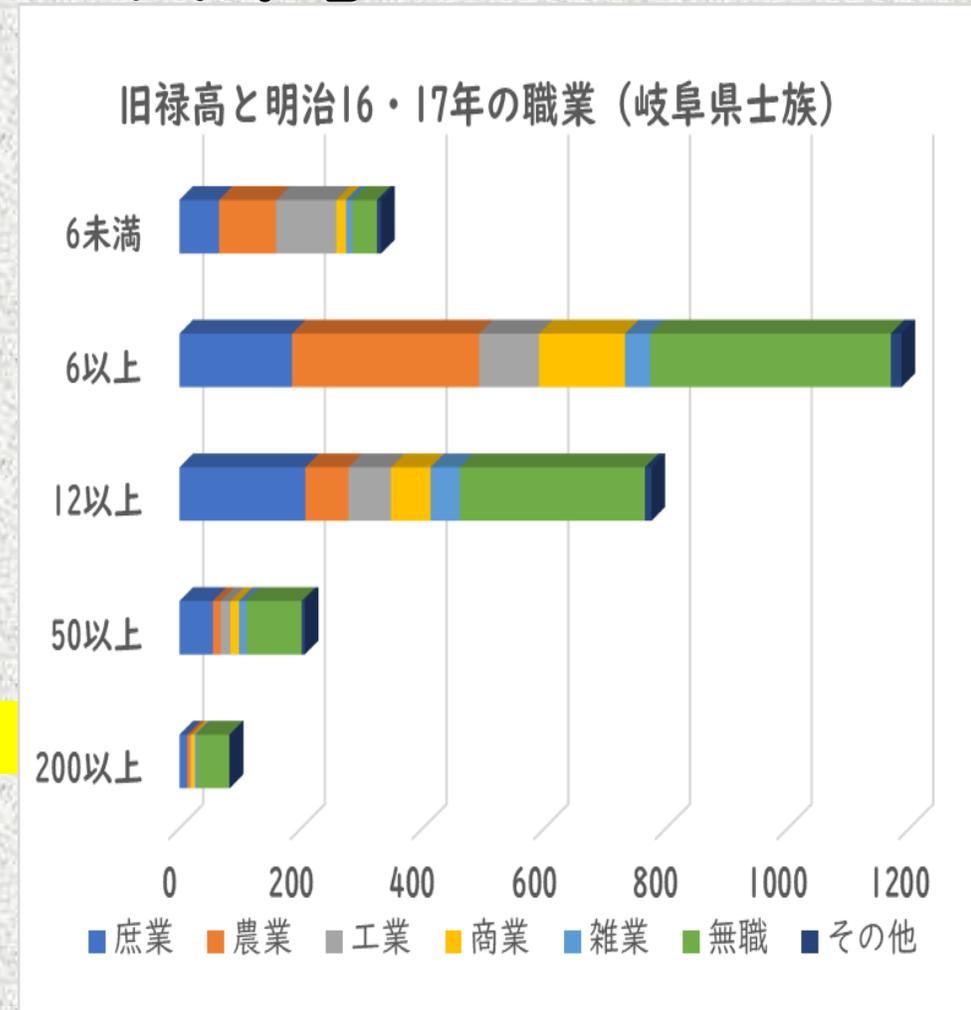
地方吏員の族籍別構成

- ①区郡長や書記は士族が2~3倍多い。
- ②民衆に近い戸長は平民が多数を占めたが**合併により激減**する。
⇒**地方行政も遊離がすすむ?**
- ②書記=行政職員は士族の方が多く、合併につれて減少する。
- ③中央から任命される区郡長は士族が微増、平民は微減。
- ④**中央に近く、民衆から離れるにつれ士族の割合が増える。**
- ⑤**地方行政も士族中心。**



士族らしさ重視の「士」と、変化の「卒」 ～旧禄高と明治16・17年の「職業」～

- ①200石以上の上士の大部分が無職。
- ②下卒をのぞき、どのグループも無職が最大
- ③庶業は人数では下士・上卒が中心だが、割合では、下士と中士が27%、上卒16%、下卒20%、上士の16%となる。
- ③下卒は農工など他の職業にスムーズに移行。
⇒江戸期から、すでに兼業していたからか。
- ④人数の多い上卒は農業・商業などへの進出も多い。下卒と同様の理由か。
- ⑤全体に、かつての禄高が高かった上士・中士が、プライドにこだわり、転職が進まないのに対し、旧禄高が低くなるにつれて、他の職業への移行が進む。



没落士族とは、こういった人びと

かつての禄高と、生計状態を比較する。

①無等は各層にまたがるが下卒がもっとも少なく、下士も少ない。

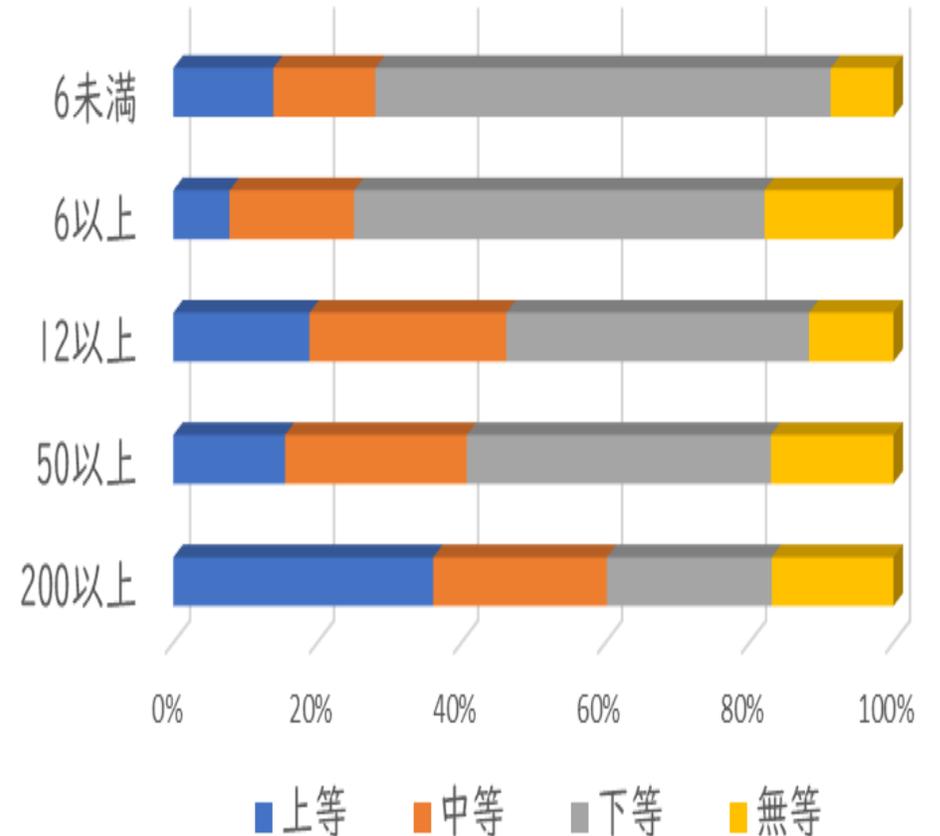
裕福なはずの上士・中士にも「無等」が17%存在する。いわゆる「武家の商法」か。

②上卒の75%、下卒が71%が生計困難（下等・無等）。公債の支給が少なさなどから考えると当然だが、下卒の14%上卒の8%が「上等」と答え、生活の上昇が見られた。

③最も事態に対応できないのが中士、60%が生計困難。

時代に対応できず、生活を維持しうる財産も少なかったからか。

旧禄高と生計状態（岐阜県士族M16・17年）



再掲：「士族」とは誰のことか？

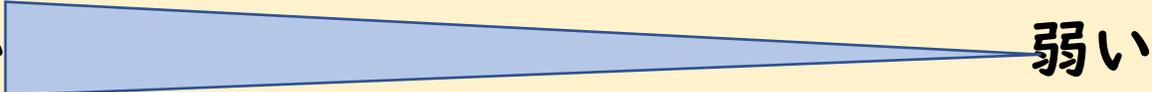
武士

大名⇒	上級武士	中級武士	下級武士	足軽	中間＝武家奉公人
	～200石	～50石	～12石	～6石	6石～給金で生活
1人	3%	8%	30%	46%	13%
藩費で生活	俸禄	俸禄	俸禄+バイト	副業＝農業や職人など	
	それぞれの通婚圏			武士外との通婚・養子縁組も	

華族

藩収の10%
を与えられる
特権身分
裕福な生活
殿様感情も

士族

金禄公債のみで
可？ 困難(「武家の商法」) 不可(農工商) 平民化
士族としてのプライド
強い  弱い

卒族

平民

あるべき「士」の姿とは

「庶業」「無職」、共有する価値観

①失業した士族の分化

1) 官吏、軍人、教員など「新しい俸給生活者」への進出、

⇒公的威信を伴い、学識教養を要求される職業

2) 「無職者」にとどまる士族

⇒名誉意識が満たされる職業に固執

②背景にある、「社会的名誉」を重視し「俸給生活者」としての生活に高い価値づけを置く共通の価値観

③こうした価値観は、以後も文化的階層として保持されていく。

⇒逆に平民の側が武士的な生活様式を取りこんでいく

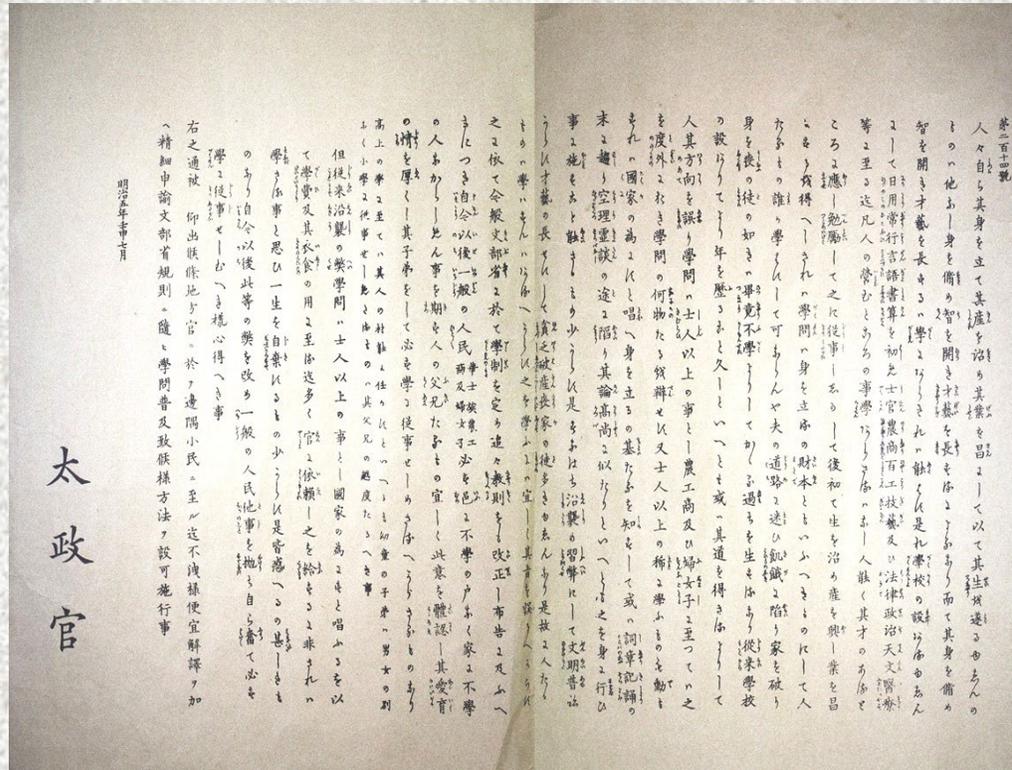
⇒実業よりも俸給生活、とくに官吏を尊いと考える姿勢など

学制

1872年（明治5）から翌73年にかけて数次にわたり文部省布達をもって公布された、**日本最初の全国規模での施行を旨とした教育制度法令。**

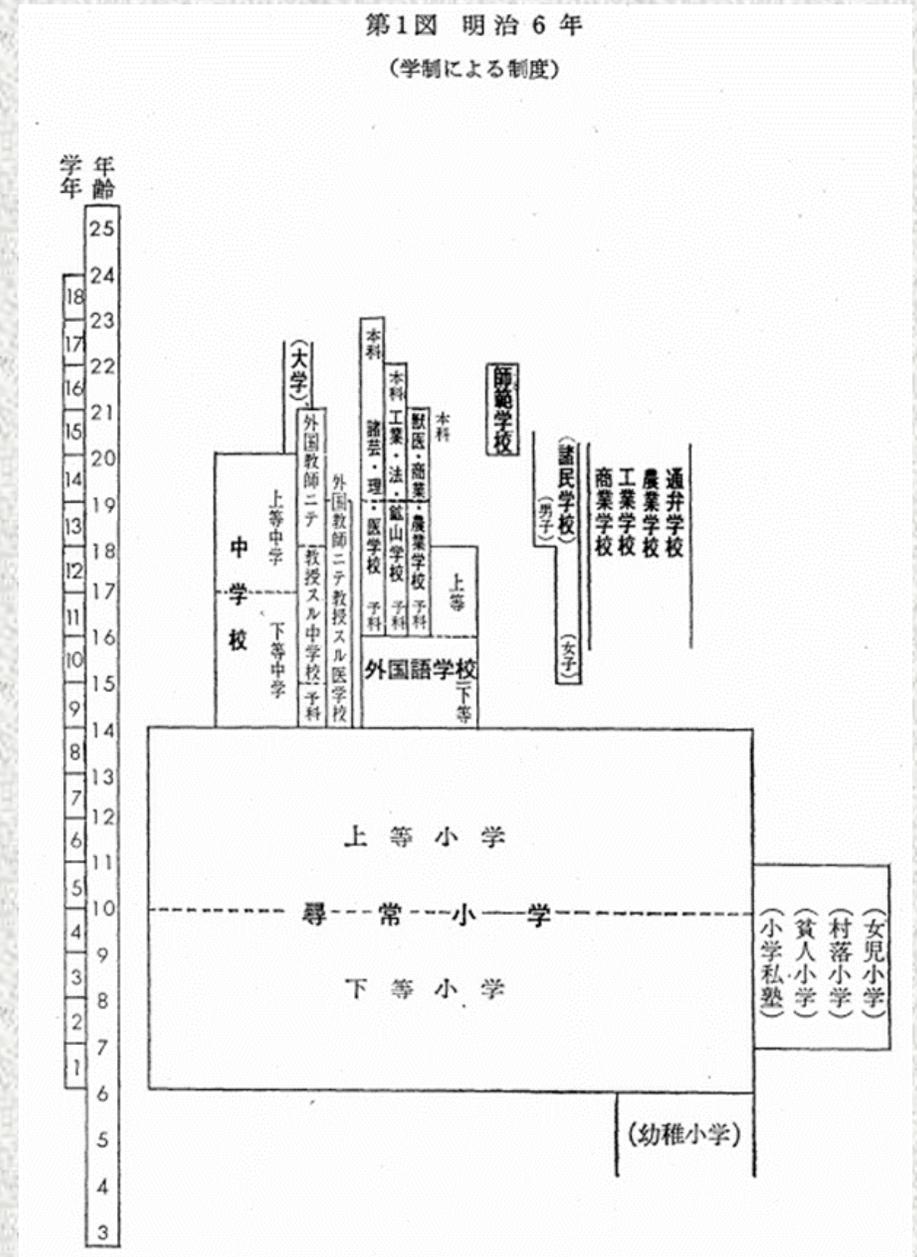
公布前日の太政官布告（「被仰出書」）は

- ①**封建教学を否定**,
- ②**個人の立身治産昌業**を直接の目的とし,
- ③**四民平等、女性も対象**とした近代的教育理念を示し
- ④「**邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す。**」
とした。



学制のもとの学校制度

- ① 全国を大，中，小の学区にわけ、各学区に学校を設立。
 - ・ 8大学区⇒大学校(32中学校に1校)
 - ・ 256中学区⇒中学校(人口1/13万人、210小学校)
 - ・ 53,760小学区⇒**小学校 (人口1/600人)**
- ② **小学校 = 満6歳入学、上下2等各4年**
 中学校は14歳入学で上下2等各3年
 大学・**師範学校**・**専門学校**
- ③ 教育費は**受益者負担**
 および各学区内人民の共同負担



民衆の期待を背景に設立された小学校

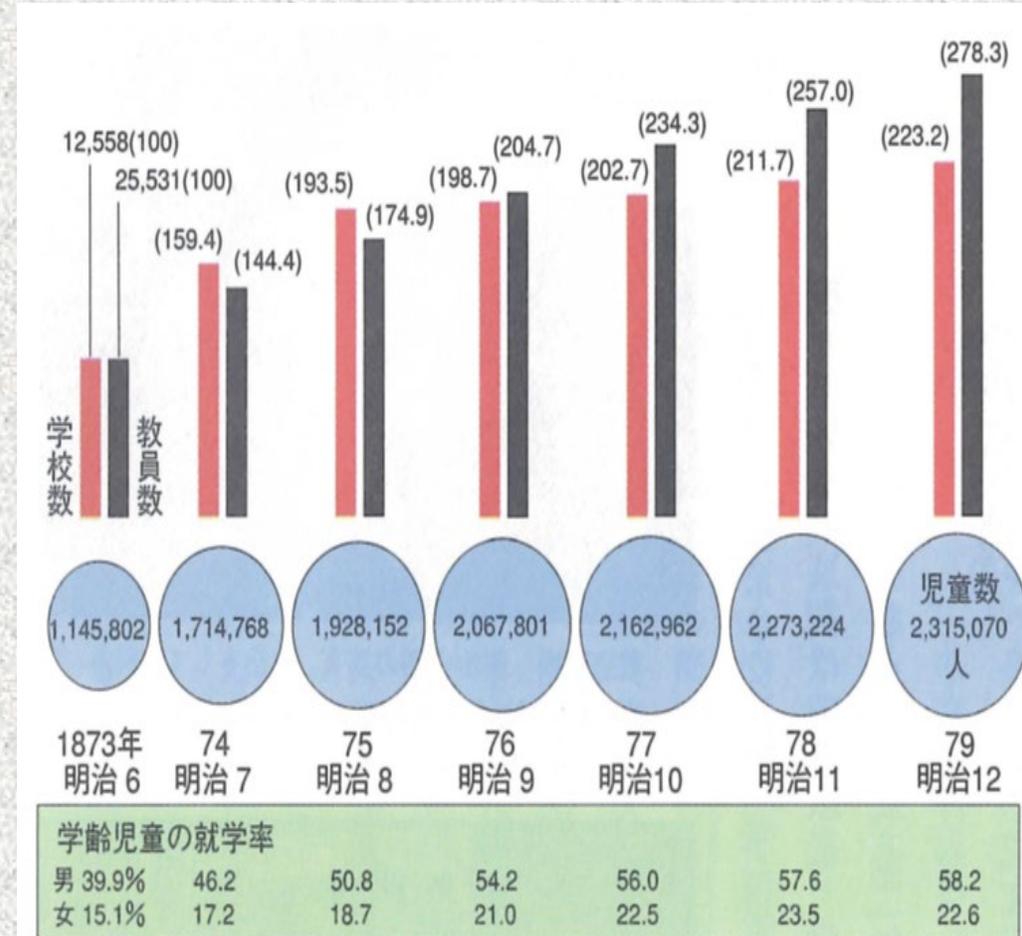
- ①発布の3年後、75年には約2万5000の小学校に。
←明治初期の寺子屋の数15,600、児童数74万
- ②先駆的存在…番組小学校=1869年、京都の町衆が「番組（町組）」を単位に64の小学校を創設
- ③学制への期待=民衆立小学校、村々連合立小学校
＜小学校の名称＞
 - ・ 民立学校=民費で設立（大分・新潟）
 - ・ 公立学校=有志の出金のみで設立（宮崎・鹿児島・東京）
 - ・ 私立学校=全額を民費（白川・度会・岡山・岐阜）
 - ・ 共立学校=人民の共立（名東・静岡）
- ④こんな小学校も
 - ・ かつての藩校など⇒名門校に
 - ・ 寺院や民家の一室=寺子屋の延長
 - ・ 牛小屋の二階など



旧開智学校長野県松本市。1876年（明治9）の建設で、擬洋風建築による代表的な小学校舎。

学校制度の開始

- ①75年中に約2万5000の小学校を設立
- ②各大学区・府県に90の師範学校を設立
⇒他の学校はあまり進まない
- ③就学率は30%弱～40%に達するが。
- ④高い就学率と多くの学校設立の背景
 - 1) 地方官によるかなり強権的な方策
 - 2) 地域主義的な競争意識の刺激
 - 3) 出席率の低さと、高い中退率⇒どれだけの効果があったのか？



120 小学校の学校数・教員数・児童数・就学率 (文部省「学制百年史」による)

ある小学校の様子（若槻礼次郎の回顧）

「松江から三里ばかり離れた所に大谷村というところがある（中略）そこの代用教員になった。私の十六の時である（中略）」

小学校といっても、初めは**百姓家の座敷**のような所で教えておったが、ついには、**牛小屋の二階**が小学校になった。下には牛がいてモウモウとなく。上では生徒がガヤガヤ騒ぐ。この**牛小屋の持ち主が校長で村一番の豪家で、村では親方親方といわれていた。**年は六十くらいであった（中略）

それで六十と十六の老若二人の教員だけで、この小さな小学校を教えていた。私は時間外は暇だから、田圃や小川でメダカをとったりして遊んでいる。

牛をひいた村の人たちが通ると、先生さん、といってお辞儀をする。その先生は尻をまくって、メダカを追いまわしているのである」（『古風庵回顧録』）。



若槻礼次郎
(1866-1949)
1926年第1次
若槻内閣を組織。
1881年、代用
教員として赴任
していた。



モースが見た日本の子供

小学校の教育内容と教員

学年・学級別の一斉学習（←個別学習）

学年ごとの進級試験、飛び級なども存在
異年齢集団（5歳～18歳、さらに年長も）

8教科：読み物・算術・習字・書き取り・作文・
問答・復読・体操

読み物：欧米諸国の紹介、翻訳・翻案。

福沢諭吉の『西洋事情』や『学問のすゝめ』など

問答：理科・地理・歴史・修身などを総合したもの

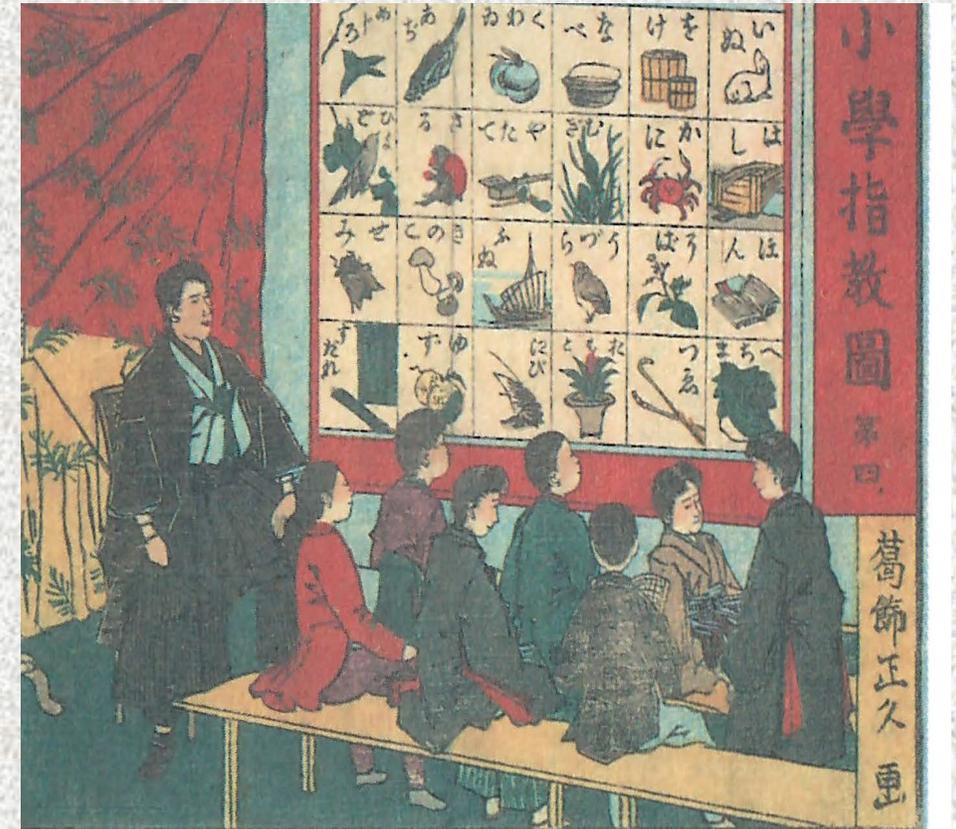
教員<1873年埼玉県の場合>

短期の再教育を受けた仮教員が中心

正教員53人（士族37、平民16）

仮教員335人（士族126、平民209）

⇒人びとの望む教育との大きなズレ



「小学指教図」

教育は、学級全員に対し、同一内容を同時に教える一斉授業方式となる。机やいす、黒板や掛け図も教室に用意されるようになった。

「方今、普通教育の病」

多くの人々にあわない小学校

西村茂樹の指摘 (1877 M10)

1) 教育に金がかかりすぎる

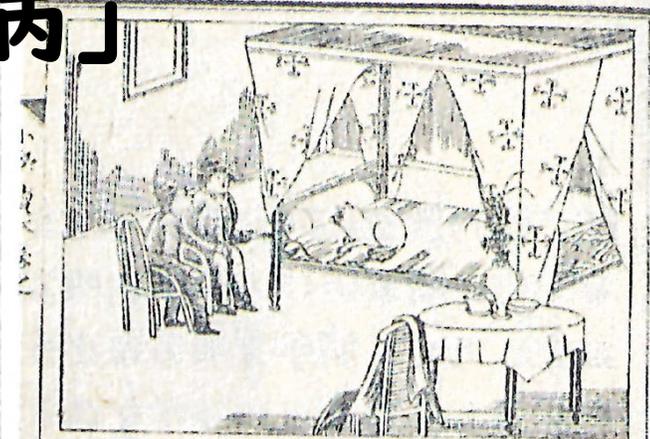
強制的な学校設備の充実要求、
⇒ 費用は地元や保護者に負担させる。

2) 教育内容が現実生活から離れ、
実用的でない

- ・ 教科書 ⇒ 英語のリーダーの直訳
- ・ 算数 = ソロバンでなく西洋算術
→ そろばんを習い直す必要

3) 一定のカリキュラム (教則) を
全国一律に実施 ⇒ 融通性が欠如

- ・ 知らない、理解できない内容を
を教えるはめに



此猫を見よ寝床の上に居れり。これはよき猫にはあらず。汝は猫を追い退くるや。私の手を戴するときは猫が私をかむべし。

LESSON V.



See the cat!
It is on the bed.
It is not a good cat if it gets on the bed. Can you make the cat get off?
Will the cat bite me if I put my hand on her? May the cat go, or may she stay?
The cat may stay in the room, but she must not stay on the bed.
Did you see the cat have a rat? It was not a big rat.

LESSON VI.



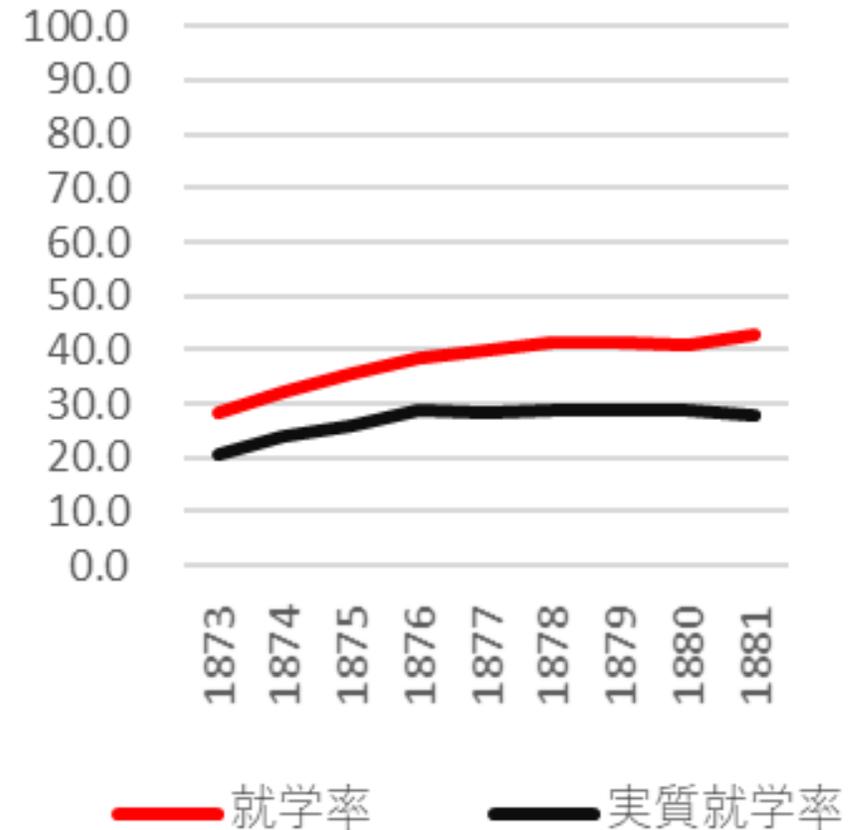
Do you see the man in the boat? How can he make the boat go?
He has an oar in his hand, and he can row the boat with the oar.
The boat is on a lake. Fish are in the lake; but they are down so deep that the man can not see them.
Will the man fish for them?
make hand room lake they
bite stay must fish them

小学読本「此猫を見よ寝床の上に居れり。これはよき猫にはあらず。汝は猫を追い退くるや。私の手を戴するときは猫が私をかむべし」

実際の就学率は20%前後

- ① 名目的な就学率と実際の就学率の差
⇒ 強硬な手段による入学強要
- ② 実際の就学率は20%前後
名目就学率 × 出席率 = 実質就学率
- ③ 進級できない生徒たち
下級1級終了(=卒業)は入学生の15%
- ④ 大量の欠席者、中途退学者の存在
- ⑤ 人びとのニーズと現実の学校の距離
 - ・ 文明開化の象徴としての学校
 - ・ 民衆の求める手習いからの遊離
- ⑥ 「士族」の高い就学率

就学率と実質就学率



一年生が全校の70%！

- ①入学年齢は6歳だが、15歳まで可能
⇒実際にはさらに高年齢の生徒も存在
- ②原則として「四民平等」
- ③試験に合格しなければ進級できない
⇒進級できない生徒が多数を占める。
⇒入学しても通学しない多くの生徒
- ④卒業を前提としない制度。
⇒修了は15%

上の学年に進級できなかったもの

	I ⇒ II	II ⇒ III	III
1876	72.5	86.4	94.1
1877	64.5	81.3	89.9
1878	60.3	76.6	85.9
1879	56.1	70.9	80.0
1880	51.4	69.2	79.5
1881	53.6	63.9	80.0
	59.7	74.7	84.9

年齢別在学状況(京都府・明治13)

	I	II	III	IV	V (上級) ~	計
本来の年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳~	
~5歳	2,004	—	—	—	—	2,004
6歳	6,825	33	—	—	—	6,858
7歳	8,930	284	6	—	—	9,220
8歳	8,468	1,141	75	2	—	9,686
9歳	6,474	2,421	428	24	2	9,349
10歳	4,000	2,807	903	143	11	7,864
11歳	2,130	2,294	1,328	364	73	6,189
12歳	891	1,265	986	488	110	3,740
13歳	428	539	453	357	139	1,916
14歳	130	129	128	127	36	550
15歳~	373	111	116	77	44	721
平均年齢	8.0	10.2	11.2	12.1	12.7	8.8
全生徒%	70.0	19.0	7.6	2.7	0.7	100

平均年齢は、5歳以下は5歳、15歳以上は16歳として計算した。(天野郁夫『教育と近代化』P28より作成)

民衆にとっての学校とは

- ①自分たちに**費用などの負担を強いる存在**
- ②**労働力を奪う存在**
- ③理解不能で、不可解な**「文明開化」を持ち込むもの**
- ④自分たちの**ニーズとは無関係な学習内容・手法**
⇒ **「学制反対一揆」の発生、大量の不就学者、中退者**
- ⑤日本や世界という世界観、立身出世といった価値観、競争や選抜という手法、時間による管理など**新しい概念**を持ち込む。
- ⑥士族出身の教員などによる**士族的価値観のもちこみ**
- ⑦農家・商家という家業の維持を最大の価値とする**これまでの価値観と対立する危険で誘惑的な存在**
⇒ **豪農や豪商をはじめとする富裕層への影響**

士族の生き残り作戦

旧武士＝士族にとっての教育とは

武士としての習性・常識

学問を学ぶことは重要な素養であり「義務」

親にとっても、貧窮しても子弟を学ばせることは常識

⇒可能な限り上位の学校にも通わせようとする

無職となった士族の余暇の過ごし方としての通学

武士の「資産」としての武家文化・教養・知識・理解力など

=教育内容の理解度の高さ、授業（教員）への姿勢

教育が将来への進路に役立つことを理解

⇒学校訓導・校長、師範学校や上級学校進学、各界へ進出

士族は新しい時代の教育に対する親和力が高い

⇒学校を經由してエリートへの道が開ける

士族の進学率

明治15年まで

下等小学5級以上1級までのもの

士族45.5% 平民48.1%

上等小学へ進学したもの

士族78.0% 平民22.0%

**⇒学校にやや消極的な平民。
積極的にキャリアを利用する
士族。**

知新学校のプロフィール

=岐阜県岩村藩の元藩校

郡内屈指の規模の小学校

明治8(1875)年の生徒数

男子 246 女子142 計388 教師9人

下級5級以上の生徒

男子27%(67人) 女子11%(16人)

明治13(1880)年

生徒計284人下級5級以上25%(71人)

知新学校(岐阜県岩村)士族生徒の進路状況(～明治15年)

	男					女				
	士A	士B	士C	卒A	卒B	士A	士B	士C	卒A	卒B
戸数	43	68	40	73	113	43	68	40	73	113
上I級	3	2		3			1			
上3~6級	2	4	3	3		2				
上7~8級	4	3	1	1	2					
下1級	4	4	1	4	1					
下2級	4	5	2	4	3		4	2	2	
下3級	3			2			1		1	
下4級	2	1		5	2	2			1	
下5級	3	3	7	5		1	5	2	2	
上級小計	9	9	4	7	2	2	1	0	0	0
下級小計	16	13	10	20	6	3	10	4	6	0
計(人)	25	22	14	27	8	5	11	4	6	0
輩出度	1.7	3.1	2.9	2.7	14.1	8.6	6.2	10.0	12.2	-

廣田照幸・濱名篤「城下町における小学校就学」(園田・濱名・廣田『士族の歴史社会学的研究』p275より作成)

①士A=石高50以上, 士B=10石~50石未満, 士C=10石未満,
卒A=3.2石以上, 卒B=3.2石未満

②輩出率は一戸あたりの進学状況

(園田他前掲書P275より作成)

士族の生き残り作戦 教育資源の活用

- ①生徒の年齢、上士・戸主も小学校に通学していた。
- ②多くが小学校の訓導、大部分が校長となる。
- ③小学校は一種の資格試験の性格をもっていた。
- ④訓導たちは、師範学校など上級学校などを経て立身出世を遂げる。

明治5年に始まった学制は小学校を下級四年・上級四年の8年制であり、**下級一級は10歳・小学校四年生のグレードにあたる。**しかし、各グレードを修了するためには試験があるため、下級一等に到達するものはわずかであった。

この知新学校の入学年限は男子19歳女子13歳までの入学を認めていたが。

明治7年知新学校下級一等合格者のその後

	かつての身分	生計状態	年齢	合格時の年齢	(明治16年現在)	
					戸主	キャリア
1	上士	中等	34	25	本人	訓導・校長を経て官員へ
2	中士	下等	25	16	本人	医師
3	下士	下等	37	28	本人	訓導・のち校長
4	中士	中等	37	28	本人	訓導・のち校長
5	上卒	下等	不明	不明	父44無職	不明
6	上士	中等	不明	不明	祖父57無職	訓導・のち校長
7	中士	不明	不明	不明	不明	不明
8	上士	中等	26	17	本人	無職・のち校長
9	中士	下等	38	29	本人	訓導・のち校長
10	卒	下等	31	22	本人	訓導・のち校長
11	中士	中等	不明	不明	不明	雑業
12	上士	上等	21	12	本人	上等8級まで進級の後訓導
13	士	不明	不明	不明	本人	不明
14	上士	下等	23	14	父45無職	訓導
15	上中士	下等	22	13	本人	訓導・後校長

(身分)上士：～50石、中士：～10石、下士：10石～、上卒：～3.2石の卒

学校職員の族籍別構成

明治15年における教員の族籍別構成

- ① 小学校教員では平民の割合が6割を占めるが、**全体の輩出率では士族が13倍以上**という大差が出る。
- ② **より高度な学校では、平民は2割台にとどまる。**
- ③ 他方、現業では平民が9割を超える。
- ④ 先の表と合わせると、小学校を修了することで、小学校に勤務した士族らがいたことがわかる。

全国国公立学校職員族籍別構成（明治15年12月）

		構成		占有率			
		士族	平民	士族	平民		
校師中 な範学 ど学校	校長	61	17	78.2	21.8		
	教員	962	260	78.7	21.3		
	書記など	252	70	78.3	21.7		
小 学 校 な ど	校長	256	167	60.5	39.5	人口1万人あたりの輩出率	
	教員	29,507	41,440	41.6	58.4		
	事務員	12		100.0	0.0	士族	平民
小計		31,050	41,954	42.5	57.5	160.7	12.1
給仕・小使		1,014	11,764	7.9	92.1		

士族の生き残り作戦

教養と教育資源の活用

職を失った士族たちの選択 = 多少の余裕の存在（「無職者」）

① 知識と教養、あるいは武芸をもとに職をもとめる

1) つてをたどって、**官吏**や**警官**などの道を探す

2) **軍や官吏の養成機関**に入学し、将校や官僚の道をめざす

= 官立のものは無償の学校も多い・受験科目は漢文のち英語

② **学校で学ぶ、子弟を学ばせる** = 小学校 ⇒ 上級学校へ

◎ 学問・教育との親和性 = 「武士のたしなみ」・無聊をなくさめる

1) 新しい社会を生きるヒントを得る

2) **小学校教員などとして採用される** ⇒ さらなるキャリアアップを図る

3) **中学校・師範学校など上級学校への進学**

・ 育成組織の存在 = 旧藩主らの育英会・「鮭の子」(村上藩)

③ **権威の回復**… 士族反乱・士族の民権 ⇒ 民権運動、ジャーナリズム

④ 「武家の商法」 → 多くは失敗没落、**他業種への転身** = 下級士族ら

上層士族から学歴エリートへ

- ①政治の急激な変化にもかかわらず、**士族の意識や日常の慣習行動のレベルでの変化は緩慢**。
- ②とくに**旧上級武士層**の多くは旧来の生活を維持しつづける。
⇒教育機会を利用して学歴エリートとして社会の上層ポストへ転身。
- ③**卒や足軽の多**くは生活の基盤を失い、肉体労働者になっていく。
- ④明治維新で生じたのは社会構造のランダムな再編成ではなく、家産と学校を媒介とした**身分から階級への横滑り**
教育機会の拡大や官吏ポスト増加で、士族はさらに優位に
⇒**社会秩序の安定のなか、没落感よりも上昇感**の方が支配的ムードに

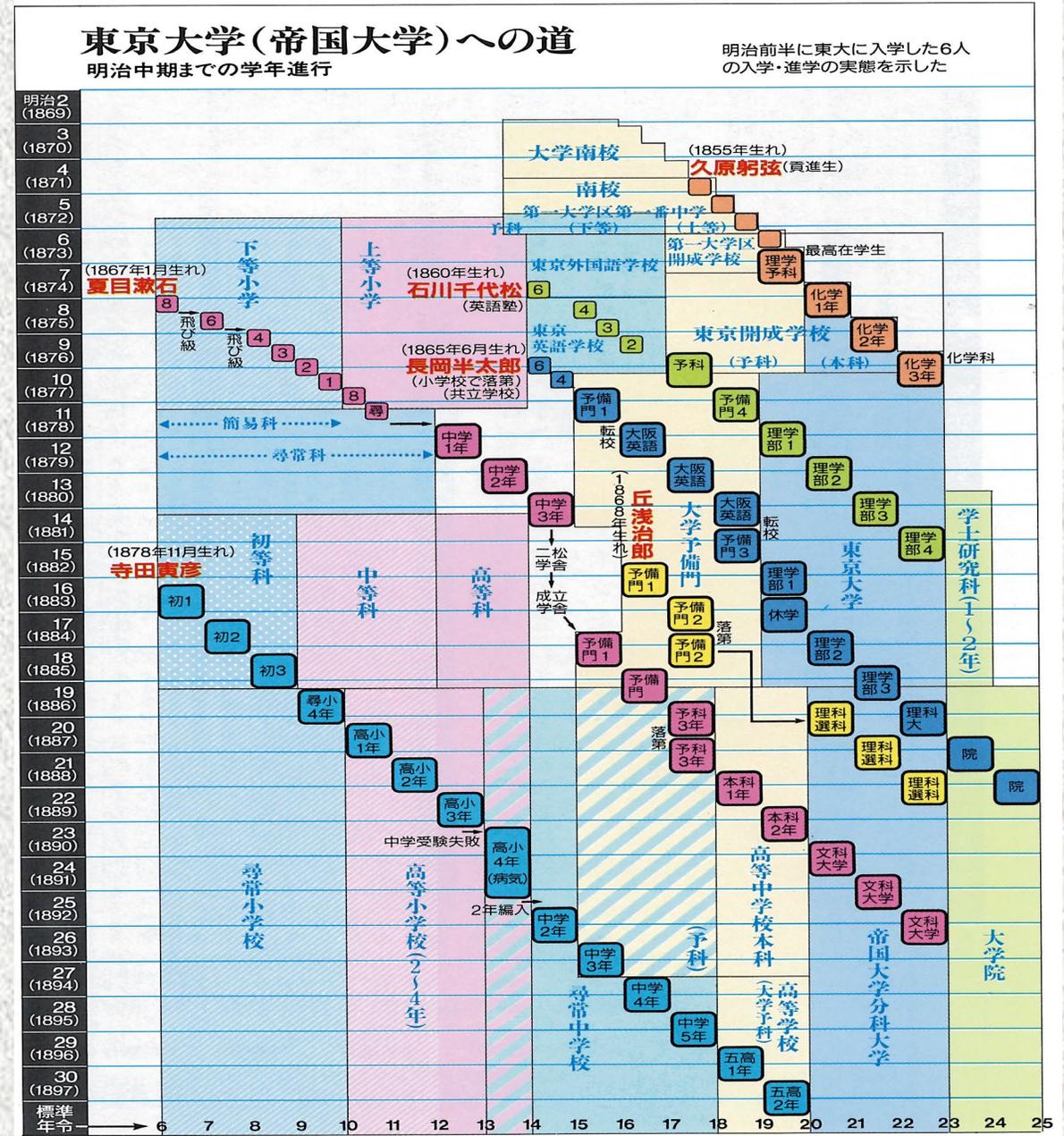
教育制度とエリート

明治中期までに東大に入学した6人の入学・進学の実態を示す。

①各時期、どのような教育機関が設けられていたか、エリートたちがどのような教育遍歴をたどったかがわかる。

②初期は貢進生・英語塾などを経て東大へ

③しだいに初等教育を経て、東大へという流れが見えてくる。



士族の生き残り作戦

高等教育機関と士族・平民

- ①帝国大学の卒業生は**士族が多数**を占める。しだいに平民も増加する。
- ②医・工・農といった専門性の強い学部、実務との関係の強い商学部は平民が優勢
- ③他方、**官僚養成の性格の強い帝国大学法学部**や、**教養の色彩の強い文学部・理学部**は士族の割合が大きい。
- ④高等学校は一貫して士族中心（ただし三高は平民優先）

卒業生に占める士族出身者の割合

		明治23年	明治28年	明治33年
		1890	1895	1900
帝国大学	法	68	51	57
	医	41	64	32
	工	86	59	52
	文	75	72	49
	理	80	77	45
	農	56	56	46
高等学校		62	59	58
官立専門学校	医	35	35	27
	工	71	54	56
	商	49	48	43
	農	48	40	29
私立専門学校	法	28	33	34
	医	27	24	25
	文理	60	44	35

士族の生き残り作戦

高文試験と士族・平民

- ① 士族・平民両身分出身者が折半していたが次第に平民が2/3程度を占める。全体の合格者が増加しており、士族出身者合格者の実人数では増加している。
- ② 士族出身者は高文試験を経て、中央政府のなかにはいって行く。
- ③ 当初、帝国大学卒業生は試験が免除されていたように、合格者の多くは帝国大学出身者の多くを占める。
- ④ こうして士族出身者は、

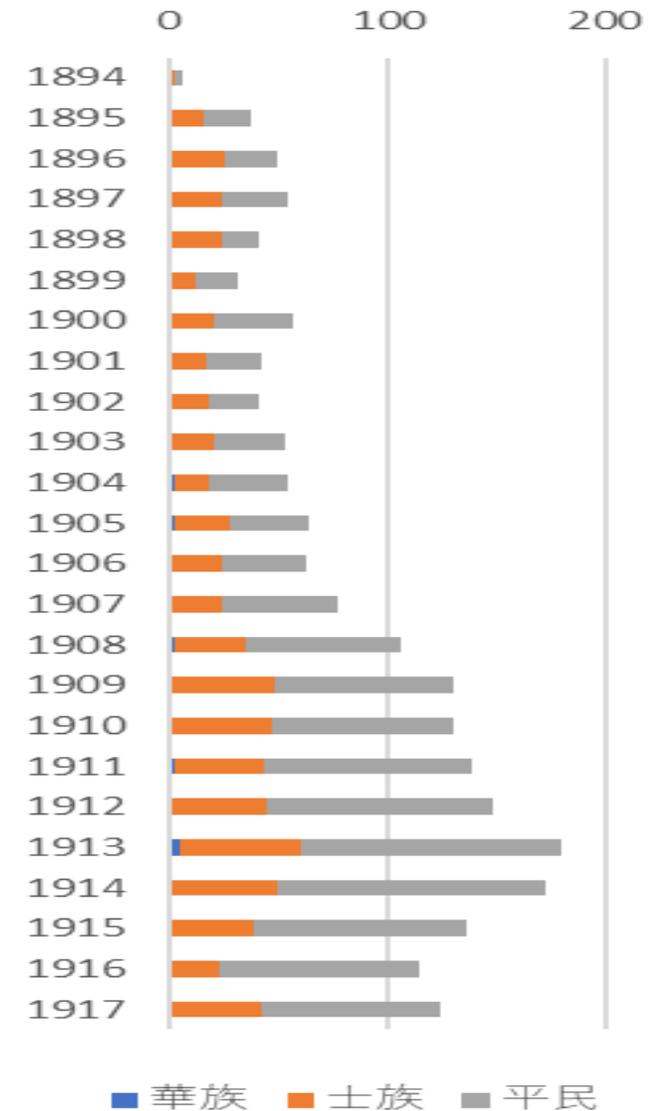
学歴エリート⇒高級官僚
という形で影響力をもちつづける。

※文官高等試験（高文試験）＝現在の上級公務員試験
キャリア官僚の採用試験

	士族	平民
1894	33.3	66.7
1895	43.2	56.8
1896	52.0	48.0
1897	44.4	55.6
1898	58.5	41.5
1899	38.7	61.3
1900	36.8	63.2
1901	40.5	59.5
1902	43.9	56.1
1903	39.6	60.4
1904	27.8	66.7
1905	40.6	56.3
1906	38.1	61.9
1907	31.2	68.8
1908	31.1	67.0
1909	36.9	63.1
1910	35.4	63.8
1911	30.2	68.3
1912	29.7	69.6
1913	31.1	66.1
1914	28.3	71.1
1915	27.9	71.3
1916	19.1	80.0
1917	33.9	66.1

文民高等試験族

籍別



園田他前掲書P86より作成

「士族」よりも「学歴」エリートに（M30代）

身分＝家柄・文化資源などによる差（＝しだいに差は縮まる）

⇒学歴や職業資格・実務能力などの差で選抜される

（採用・資格試験に合格するかどうか問題に）

①選抜と競争の場の拡張

士族出身者も、原則として対等な個人として参加

⇒選抜をクリアする能力が必要。

平民身分も、基本的には同じ条件で参加

⇒官吏全体の士族の割合減、絶対数は増加

⇒旧士族は文化資源や学問へのリテラシーなどで有利になりがち

②士族の中枢部分は平民のエリートと共に学歴エリート層を形成社会の優位に立つ。



東京大学旧医学本部・東大で現存する最古の建物

V、教育の国家主義化と、教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト
宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ
世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ
精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和
シ朋友相信シ慈儉己レヲ持シ博愛衆ニ
及ホシ學ヲ修ノ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓
發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務
ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦
緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮
ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕
カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾
祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ
テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古
今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖
ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其
徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



教育制度の変化＝「教育令」(1879M12)

理想主義的な「学制」にかわり、現実・地域に適応した公教育をめざし、あわせて経費削減を図る。(「自由教育法」)

「督励・強制は就学率を上げるのに何らの効果を示すものではない」
⇒実業主義を施し・生産性を高めて民衆を富まし、知識を普及すべき

- ①学区制の廃止…町村を小学校の設置単位とする。
- ②学齢児童の就学は父母の責任で行う
- ③各町村に人民公選の学務委員をおく
- ④カリキュラム編成は地域民衆と学務委員で考える。
- ⑤最低就学期間を4年間で16ヶ月とする。

背景にある地方行政の改革と民権運動への対応

教育令の「重大な誤算」 ＝旧慣の復活

①「学制」で設立した学校の不人気

学校新築の中止、教員数の削減・給料減額

「自由教育を我儘勝手教育とはき違える」

②国家的規制緩和⇒小学校制度解体の危機に

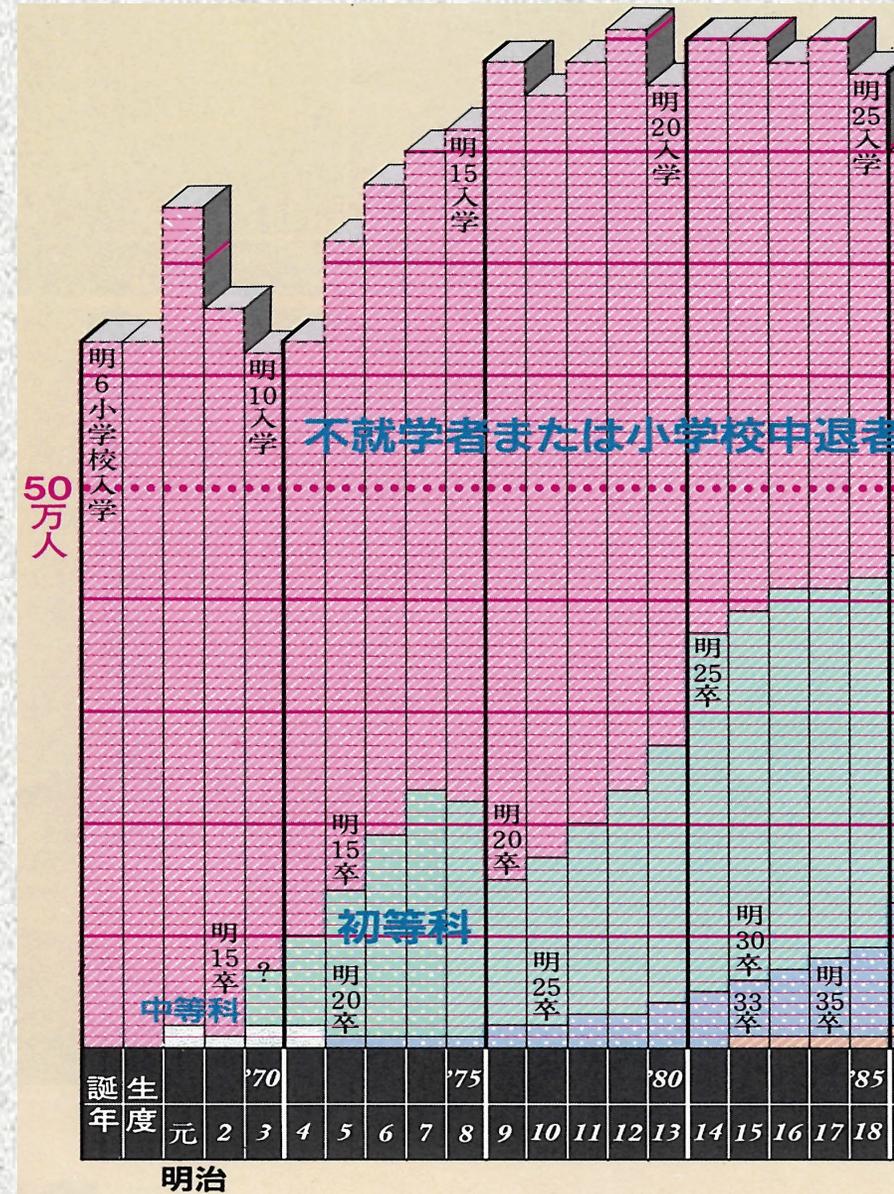
「手習い塾」などの復活、簡易科への人気

③民権運動の進展と対立の激化

地方官や政府内反対派の反発・攻撃

⇒1年で中止

1880 第二次教育令(教育令全面的改正)へ



生年別に見た入学者数と卒業者数
朝日百科「日本の歴史10」

第二次教育令(1880M13) = 学校制度定着に

政府⇒文部省⇒地方官(内務官僚)という
上からの官僚統制による教育体制に

- ①学校は地方官の指示によって設置
- ②学務委員と教員は地方官が任命
- ③カリキュラムは文部省の指導で地方官が編成
「文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ、
府知事県令、土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制」
- ④就学期間を3年、毎年16週日以上通学
- ⑤修身を小学校の首位科目とする
- ⑥小学校教員…師範学校の卒業証書を要求

⇒近代学校がようやく軌道に乗る側面も



1883 (M16)教科書は認可制となり、1886(M19)以降は教科書検定制度が開始される。

「修身」という教科

①第二次教育令…「修身科」を全教科の先頭に置く

「修身」=儒教の『大学』に由来「天下を平らげ国を治めるためには、個人がそれぞれ悪を改め身を慎む」との意味

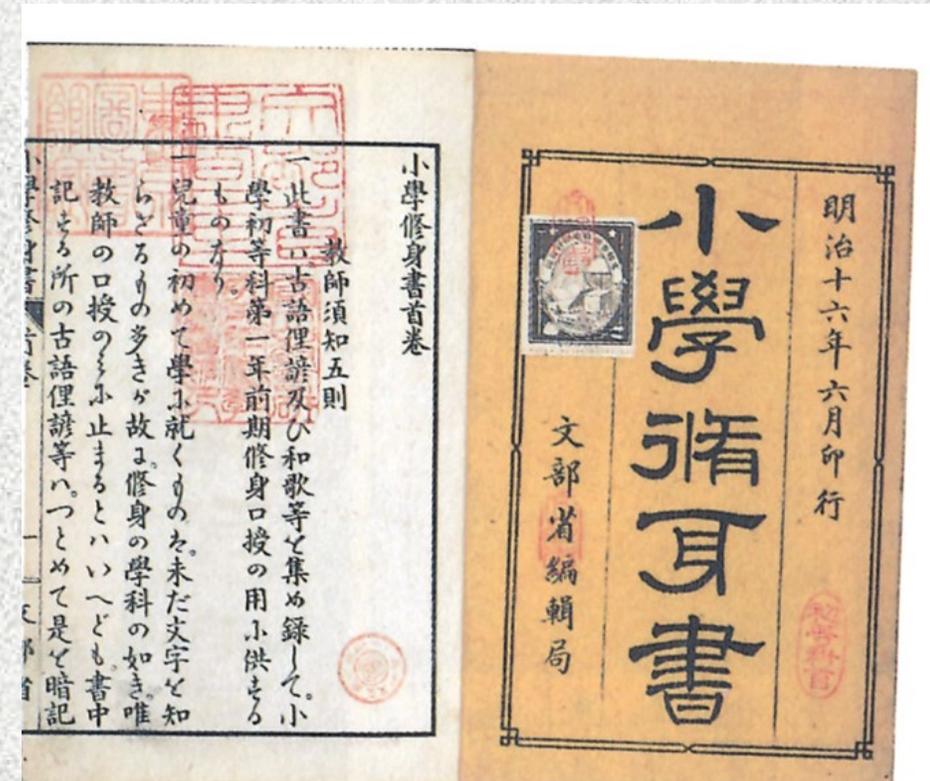
②天皇の側近・元田永孚が天皇の意向として『教学聖旨』を起草

文明開化の啓蒙主義を批判し、儒教思想に立脚し、幼い頃から「仁義忠孝」をたたき込むべきと主張

⇒反発した伊藤らが自由主義的な『教育令』を制定

③民権運動に対抗するための民衆強化策としての儒教的徳育を注目

⇒国家主義的な第二次教育令の中に「修身」が位置づけられる



1883年、文部省が出版した修身の教科書「人としては、幼きときより父母に孝をつくうすことを第一の勤めとすべし、父母に孝なるものは、自ら其外の事にも道ある者なり」と記す

「修身」＝士族道德の「国民」道德化

①**学制**…文明開化に向けた個人の「立身治産昌業」の知識・技術習得。

②**教育令**…現実に即し、地域に即した教育をめざす

③自由民権運動の高揚⇒**民権思想に対抗すべく学校教育を上から統制しようとする。その際**の思想として**儒教思想を導入。**

「**教学聖旨**」…仁義忠孝を中核とした徳育を教育の根本にすえることの重要性を説く。

④民権運動との対抗上、国民＝「**国家の良民**」を形成するためのイデオロギーとして、**儒教の主義＝修身が求めらるようになる。**

「**旧治者階級の学問・道德であった儒教を平易な形で四民に拡大し、忠孝・忠君愛国を四民一般の道德とすることによって、国民形成の観念的回路を得ようとする**こと、これが修身科における**儒教主義採用の意図するところであった**」（小股憲明「国民像の形成と教育」）

明治10年代後半の学力実態

1897(明治30)年の徴兵検査時の調査
 =1880年代後半に学齢期を迎えた人びとの実態

<学力の実態>

- ① 姓名も書けないものが1/4
- ② 文字を完全に用いることの出来るもの1/4
- ③ 残りの半分は、非常に不十分な状態
- ④ 4年の就学でやっと文字が使いこなせる状態

<学歴の状態>

- ① 不就学者・2年以内の就学者が約半数
- ② 高等小学校卒程度（7年以内）が8%、
- ③ 上位の教育を受けたものが（7年以上）が9%

学校に通ったからといっても学力が
 身についたとはいえない状態。

壮丁(20歳男子)の学歴と学力

(明治30年度、19府県)

		全体	不就学者	就学者、就学年数別					
				2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	7年以内	7年以上
姓名が書けない		24	75	20	6	3	3	1	0
書けるもの	姓名のみ	17	16	36	17	7	6	3	1
	姓名/住所	18	6	25	31	21	14	13	2
	姓名/住所/職業	15	2	12	24	27	24	25	7
完全に書ける		26	1	7	22	42	53	58	90
構成比		100	23	26	16	12	6	8	9

教育勅語の成立へ

1890年に発布された教育の基本方針を示す
明治天皇の勅語。

<成立の経緯 (1) >

①1889年大日本帝国憲法発布

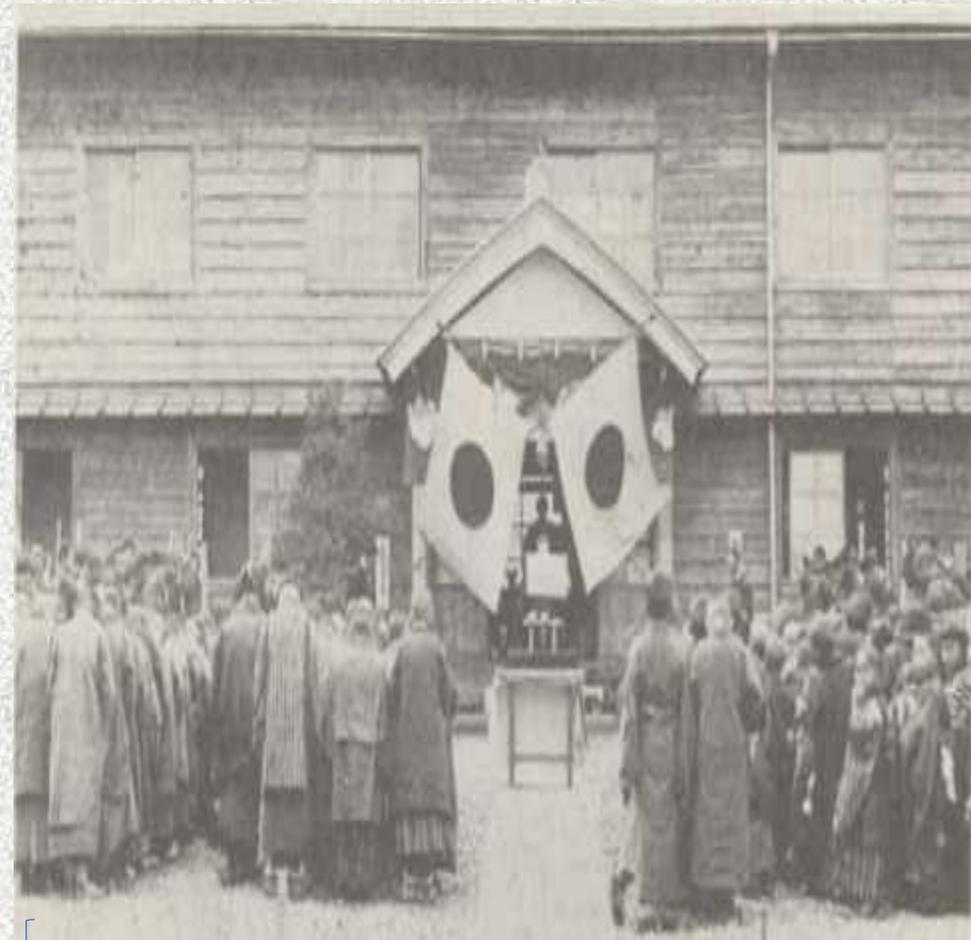
⇒憲法に即した教育・徳育の基本方針の要望

②翌年2月地方長官(=内務官僚)会議

⇒徳育が困難な状況の指摘と、勅諭の要望
<背景>民権派の影響や西洋思想の浸透

③明治天皇…芳川文相に徳育の基礎となるべき箴言の編纂を命じる

④山県首相…「軍人勅諭」と同様の勅諭の草案作成を命じる。



学校での儀礼。教育勅語はこうした場で朗読され、影響力を増していく。

教育勅語（1890、明治23）

<成立の経緯（2）>

⑤中村正直草案＝「哲学論的・宗教論的色彩」

⑥法制局長官井上毅

⇒信教の自由と抵触する危険性を指摘し批判

⑦山県首相、井上に草案作成を命じる

⇒井上、天皇側近の元田永孚の意見も
組み入れて草案を完成

非政治的な公布手続き、社会的著作の性格

⇒勅語と立憲制の調和を図る。

⑧1890年10月30日、天皇が宮中で
首相・文相に下賜。



北海道・別海町、旧柏野尋常小
学校奉安殿

奉安殿とは御真影（天皇皇后写
真）と教育勅語謄本を保存する
建物

教育勅語の内容（山住正己による解説）

- ①第1段…教育の根源は天照大神ら神々や歴代天皇によってつくられた**日本独自の〈国体〉**にある。
- ②第2段…親孝行から国法を守ることまで、国民が実践すべき**14の徳目を並べる。いったん国が危険な事態に直面したならば一身を捧げて天皇の治世を助けなければならぬ。**
- ③第3段…こうした教育方針は歴代天皇の遺訓であり、それは古今中外に通用する**普遍妥当性をもつ。**
- ④山住の評価…この勅語のあげる徳目は抽象的であり、個々についてはさまざまな解釈も可能だが、**普遍人類的遺産ではなく、皇運扶翼のために実践すべき皇祖皇宗の遺訓であり、全体の文脈から不可分のものとして組み立てられている。**
(世界大百科事典の記述を元に記載)

御名 御璽

明治二十三年十月三十日

朕惟つニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト
宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ
世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ
精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和
シ朋友相信シ慈儉己レヲ持シ博愛衆ニ
及ホシ學ヲ修ノ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓
發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務
ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦
緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮
ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕
カ忠良ノ臣民クルノミナラス又以テ爾
祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ
テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古
今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖
ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其
徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

教育勅語体制の構築

- ①公布の翌日、文部省訓令第8号
 - 1)教育勅語の謄本を全国学校
 - 2)祝祭日の儀式などでの奉読
- ②1891「小学校祝日大祭日儀式規程」
天皇・皇后の肖像写真（御真影）への拝礼、
教育勅語奉読、《君が代》斉唱など
- ③1891 奉安殿・奉安庫設置を命令
- ④拝礼拒否事件…内村鑑三を解任
- ⑤小学校…祝祭日の儀式のほか、修身・国語・歴史・唱歌などで日常的に教育勅語の精神を徹底。
- ⑥「戊申詔書」（1908）「国民精神作興詔書」（1923）「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」（1939）などで教育勅語体制を補強



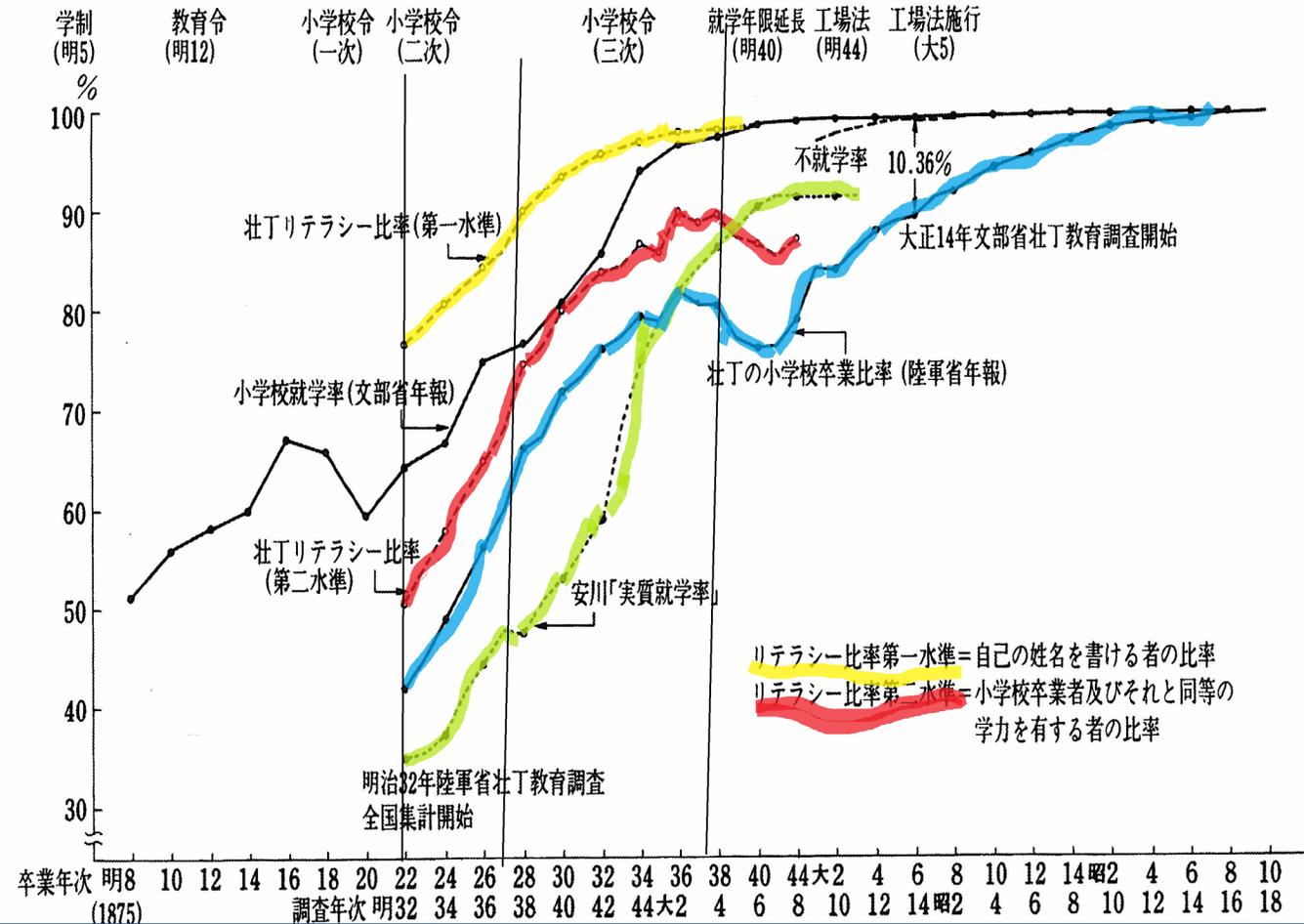
戦争中に作られた「教育勅語図解読本」のさし絵
東京書籍「日本史A」p140

壮丁検査に見る学力向上と就学率

- ①就学率…マーカーなしの実践
- ②実質就学率 (黄緑)
…安川寿之輔推計のもの、厳しめ
- ③小学校卒業比率 (水色)
…壮丁検査において小学校卒業と応えたものの比率
- ④リテラシー比率第一水準 (黄色)
自己の姓名・住所を書けるもの
- ⑤リテラシー比率第二水準 (赤色)
小学校卒業・同等の学力を有するものの比率

⇒国会開設(1889)のころから急速に就学率・リテラシー比率が向上し、日露戦争時にピークに達する。

図1 壮丁のリテラシー水準と小学校就学普及比率の推移
—明治期～昭和期—



清川育子「『壮丁教育調査』にみる義務制就学の普及」
教育社会学研究51 (1992)

就学率の急伸＝国民国家形成へ

1890年代～就学率・実質就学率の急伸

① 士族だけでなく平民層にも学校教育が定着

⇒ 「国民教育」の実現

② 学校発信の文化の児童への定着＝「国民化」

共通語、検定教科書（→国定教科書）

唱歌・神話・行事・運動会、身体作り

教育勅語・国史⇒天皇崇拜など

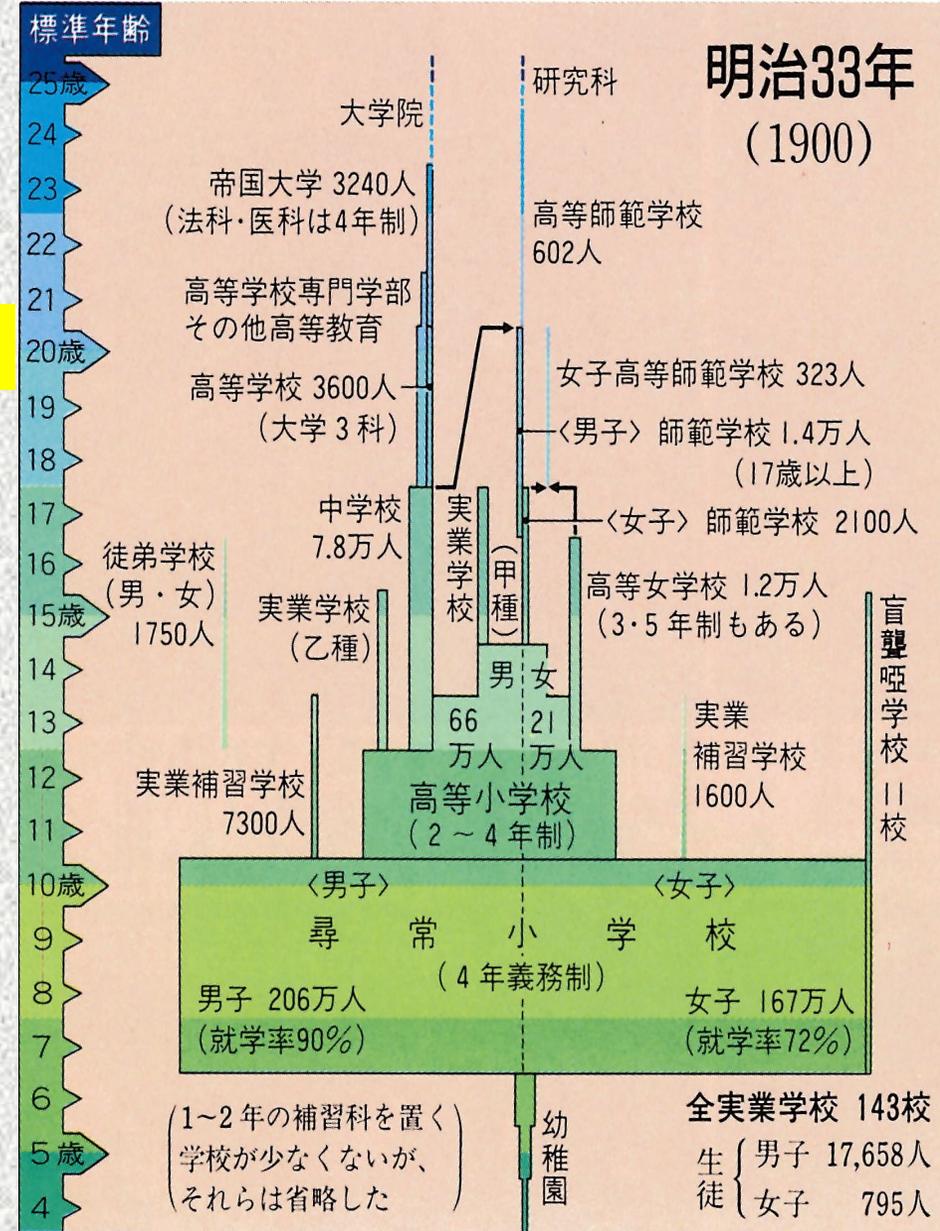
立身出世をめざす生き方

③ 国民文化の定着

日本的「価値観」、「日本人の物語」共有

④ 「国民」（＝「日本人」）の誕生へ

⑤ 学歴社会へ…上級学校への進学、苦学生



おわりに

「武士」はどこにいったのか。

国家のために奉仕する「武士」は消滅したのではなく、
この役割にあわない「武士」は切り捨てられ、有能な「平民」とともに、明治政府・時代をささえる存在（＝郡県の武士）となる。

この結果

- ①社会の中心に「武士」的な意識や生活感覚・価値観が強固に残存。
- ②機能主義的武士観の前に、忠君の観念や身分意識は第二義的に。
- ③四民平等の原則と強固な身分意識の共存は、明治社会の大きな特色に。



東京大学南校入学のため、各藩から集められた貢進生たち

おわりに

近代日本の「武士」的伝統

①士族の文化的・思想的性質や価値観が
拡散され、押しつけられる時代に

②「男尊女卑」や「家」制度の重視
⇒民法などの法体系に組み込まれる
⇒離婚率の激減

明治＝女性の権利がもっとも弱かった時代?!

③日本の「美風」としての儒教文化
⇒教育勅語などを通して影響拡大

④農工や実業よりも、官吏・警官・教員
といった俸給生活者をありがたがる風潮

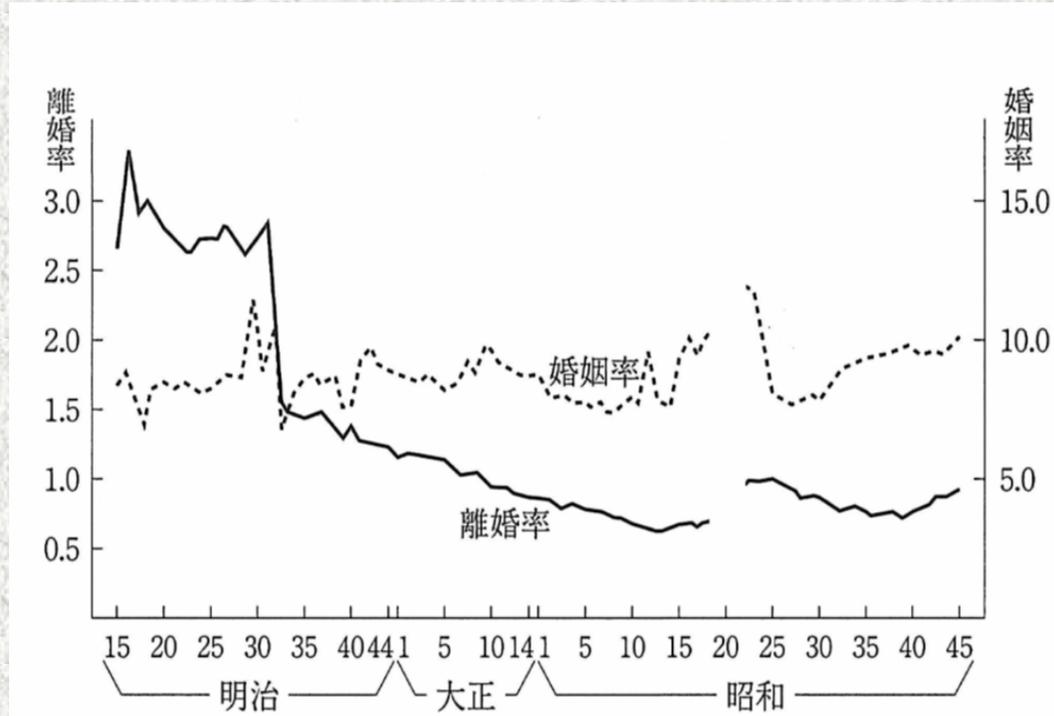


図5-8 日本の離婚率と婚姻率の推移

いずれも人口1,000人当りの件数の比(『日本女性生活史』)。

日本の離婚率

「家」制度を重視し男尊女卑の立場に立つ民法成立は、離婚率を一挙に下げた。

参考文献

- 園田 英弘・濱名 篤・廣田 照幸『士族の歴史社会学的研究』（名古屋大学出版会1995）
- 天野郁夫『学歴の社会史』（新潮選書1992）
- 『教育と近代化』（玉川大学出版部1997）
- 唐沢富太郎『図説明治百年の児童史上』（講談社1967）
- 佐藤秀夫『教育の歴史』（放送大学2000）
- 朝日新聞社『朝日百科・日本の歴史10』
- 竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』（中央公論新社1999）
- 中村 哲『明治維新』（集英社1992）
- 佐々木克『日本近代の出発』（集英社1992）
- 海野福寿『日清・日露戦争』（集英社1992）
- 牧原憲夫『民権と憲法』（岩波新書2006）

